

第 1 回

新 J I C A の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成 2 0 年 2 月 1 4 日（木）

場所：東京国際センター（J I C A 東京）講堂

独立行政法人 国際協力機構

国際協力銀行

出席者（敬称略・順不同）

【学識経験者】

原科 幸彦 東京工業大学大学院 総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英 東京大学大学院 工学系研究科社会基盤学専攻准教授
松下 和夫 京都大学大学院 地球環境学堂教授
吉田 恒昭(ご欠席) 東京大学大学院 新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

新石 正弘(ご欠席) ブリッジエーシアジャパン 事務局長
清水 規子 国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴(ご欠席) 日本国際ボランティアセンター 調査研究・政策提言担当
福田 健治 メコン・ウォッチ 事務局長

【産業界】

小西 純平 (社)日本貿易会 経済協力委員会副委員長
三菱商事(株) 業務部総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー
高梨 寿 (社)海外コンサルティング企業協会 理事
千吉良 久暢 (株)三菱東京UFJ銀行 ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆 (社)海外建設協会 常務理事

【政府関係者】

大西 靖 財務省 国際局 開発企画官
北村 俊博 外務省 国際協力局政策課 首席事務官
早水 輝好 環境省 地球環境局 環境協力室長
山下 文夫 経済産業省 貿易経済協力局資金協力課 課長補佐

【事務局発言者】

山中 晋一(司会) JBIC 総務部 審議役
廿枝 幹雄 JBIC 開発業務部 課長
齋藤 法雄 JBIC 環境審査室 課長
熊代 輝義 JICA 企画・調整部 次長
渡辺 泰介 JICA 企画・調整部環境社会配慮審査チーム長

午後2時02分 開会

開 会

司会（山中） 時間になりましたので、ただいまより「第1回新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」を始めさせていただきたいと思いを。

私は国際協力銀行総務部の山中と申します。本日は、本委員会の司会進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様、きょうはお忙しい中、本委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。本日、議題としては、お手元にお配りさせていただきました内容になっておりまして、盛りだくさんでございますけれども、時間としては5時までということでございます。途中、一度休憩時間をとりたいと考えております。

それでは、早速ですが議題に沿いまして委員会を進めさせていただきたいと思いを。

（1）挨拶

司会（山中） まず、事務局を代表いたしまして、JICA企画・調整部の熊代次長から一言、御挨拶をいただきたいと思いを。

事務局（熊代） ただいま御紹介にあずかりましたJICA企画調整部の熊代と申します。本日は、委員の皆様、お忙しいところはるばるお集まりいただきましてありがとうございます。オブザーバーの皆様もお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

御承知のとおり、JICA・JBICはことしの10月に、今のJICAの業務とJBICの海外経済協力業務、それから今外務省が実施されている無償資金協力の一部を統合して新しいJICAを設立することが決まっております。今いろいろな方面で準備を進めているところでございます。それで、環境社会配慮のガイドラインにつきましても、現在JICA・JBIC、両者がそれぞれガイドラインを持っているわけですが、これについても新JICAの新しい業務の実施体制に沿ったガイドラインを作成していく必要がございます。今、JICA・JBICで種々の検討をしているところでございます。

その新しいガイドラインを作成するに当たりまして、各界の皆様の御意見をお伺いするというので、この有識者委員会を設置させていただいて御議論、御助言をいただくということを考えております。今後、数カ月ぐらいになるかとは思いますが、委員の皆様のお手数を煩わせるとは思いますが、よりよいガイドラインとするために活発な御議論をしていただくようによろしくお願ひします。どうもありがとうございます。

司会（山中） ありがとうございます。

（２）委員紹介

司会（山中） 有識者委員会の委員をお引き受けいただきました委員の方々を御紹介させていただきますと思います。配付資料名簿の順番に御紹介させていただきますので、一言お言葉を頂戴できればと存じます。

まず、東京工業大学大学院の原科幸彦先生です。

原科委員 原科でございます。新 J I C A が国際協力の分野で大変新しく大きな仕事をされると期待しております。新 J I C A の前の、今の J I C A と J B I C、それぞれ既に環境社会配慮ガイドラインを持っておられて運用しておられます。私は、両方ともガイドラインをつくる段階からおつき合いましたので、研究会メンバー、フォローアップ委員会の委員長と、両方やりました。両方に深くコミットしましたので大変関心を持っていて、できるだけしっかりと出席したいと思っております。ただ、期間が大変短いのが心配でございます。10月1日から新しい組織になりますから8月ぐらい、あるいはもっと早く、パブリックコメントは7月ぐらいに出さないと、ということだと思いますから、そうすると時間が大変厳しいのでスケジュールのことなども、もう少し慎重に考えた方がいいかもしれません。その辺は後の議論になると思っておりますけれども大変期待しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会（山中） ありがとうございます。

次に、東京大学大学院准教授の堀田昌英先生、よろしくお願ひいたします。

堀田委員 東京大学の堀田でございます。私は前回の J I C A の環境社会配慮ガイドラインの策定委員会でもお手伝いという形でかかわらせていただきまして、その後、J I C A の国際協力事業に幾つかの形でかかわらせていただいたということで、新しいガイドライン策定にお役に立てることがありましたら積極的にかかわっていかうと思っております。

よろしく申し上げます。

司会（山中） 次に、京都大学大学院教授の松下和夫先生、よろしくお願いいたします。

松下委員 京都大学大学院の地球環境学堂で環境政策を担当しております。京都大学に移る前は、長らく環境省で環境行政の仕事をしておりました。JBICで環境ガイドラインの異議申立制度ができて以来、異議申立担当の審査役という仕事を非常勤でお手伝いしておりました。そういった関係で、今度新しくJICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に加わることになりましたので、よろしくお願いいたします。

司会（山中） 東京大学大学院教授の吉田恒昭先生は、あいにく本日は御欠席となっております。

また、NGOから委員としてお願いしておりますブリッジアジアジャパン事務局長の新石正弘様につきましても、本日御欠席でございます。

続きまして、FoE Japanの清水規子様、よろしくお願いいたします。

清水委員 国際環境 NGO FoE Japanの清水です。よろしくお願いいたします。FoE Japanは、今のJBIC、JICAのガイドラインができたときにも深く関わり、ガイドライン策定後は、その運用状況を市民の立場から外部からモニタリングしてきたという経緯があります。そのモニタリングを通じて、私たちがなりに感じてきた課題、効果等があります。今回は、是非ガイドラインをよりよいものにするために貢献させていただければと思っています。

司会（山中） 日本国際ボランティアセンターの高橋清貴様につきましても、本日あいにく御欠席ということで承っております。

次に、メコン・ウォッチ事務局長の福田健治様、よろしくお願いいたします。

福田委員 メコン・ウォッチの福田と申します。よろしくお願いいたします。

このガイドラインの改訂に当たっては、ガイドラインを見ますと、ガイドラインの包括的検討を行って、これに基づき改訂するとなっております。私たちもNGOとして実際にメコン川流域の現地のNGOあるいは住民と一緒にさまざまなJBICやJICAのプロジェクトのモニタリングを日ごろやっていますので、その中で感じてきたこと、こうしてほしいといったことを皆さんと共有しながら議論させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

司会（山中） 次に、日本貿易会経済協力委員会副委員長の小西純平様、よろしくお願いいたします。

小西委員 三菱商事の小西でございます。つい先だってまでJ B I Cさんの調達ガイドラインの委員も務めさせていただいておりました、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

司会(山中) 続きまして、海外コンサルティング企業協会理事、事務局長の高梨寿様、よろしくお願ひします。

高梨委員 海外コンサルティング企業協会の高梨でございます。よろしくお願ひいたします。私どもも、今回のJ I C Aさん、J B I Cさんの統合、10月に向けて、今J I C Aさんを含めて意見交換をさせていただいております。どういふ形になるのか、私ども業界も非常に関心を持っております。その一環として環境社会配慮ガイドラインも私どもの関心の1つでございますので、現場からの経験等々インプットさせていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

司会(山中) 次に、三菱東京U F J銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役の千吉良久暢様でございます。

千吉良委員 三菱東京U F J銀行の千吉良です。今回、何で市中銀行が入っているのかというお声ももう聞こえてきているのですが、最初に経団連の方にお声かけがあつて、経団連さんの方から民間金融機関の環境社会配慮の視点をぜひ入れてほしいということで御推薦いただいた経緯でございます。私はストラクチャードファイナンス部というプロジェクト開発をたくさんファイナンスしている部署におりまして、そこでプロジェクト環境室というところを2006年に立ち上げて、環境社会配慮の確認、働きかけといった、J B I CさんやJ I C Aさん同様の業務を民間レベルでやっている者です。そういったことで、そういった経験が役に立てばなと思ひています。

司会(山中) 続きまして、海外建設協会常務理事の中山隆様でございます。

中山委員 中山でございます。私は海外建設協会の常務ですが、その前は国土交通省の河川系の技術屋でございました。環境の話が国内でも、かなり盛り上がったときにちょうど退官したのですが、今回こういう機会を設けることは重要なことだと思ひております。

それと、現在、私ども海外建設協会は海外でかなりの仕事をやっております。J I C Aさん、J B I Cさんにお世話になっております。新J I C A発足ということで私どももかなりの関心を持っているところでございますので、いろいろな委員会等でJ I C AさんとJ B I Cさん同様の業務を民間レベルでやっている者です。そういったことで、そういった経験が役に立てばなと思ひています。

て皆さん方のお役に立つように頑張りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

司会（山中） 続きまして、財務省国際局開発企画官の大西靖様でございます。

大西委員 財務省で環境問題を担当しております大西と申します。よろしくお願いいたします。国際的な開発の社会の中ではサステナビリティということが非常に重要な概念として挙げられておりまして、その中で環境社会配慮ガイドラインというものが重要視されております。私ども財務省としても極めて重要視しているところでございます。今回、新 JICA 発足に合わせて、JICA・JBICのこれまでの取り組みを総括し、かつ国際社会の中での本件の進展を踏まえて、関係者が建設的な意見を寄せ合って、素晴らしい、世界でも誇れるような環境社会配慮ガイドラインができればと思っております。よろしくお願い致します。

司会（山中） 次に外務省国際協力局政策課首席事務官の北村俊博様でございます。

北村委員 外務省国際協力局の北村でございます。冒頭お話がありましたように、現在、10月のJICA・JBIC統合に向けていろいろな統合の準備を進めておりますが、その中でもこの環境社会配慮ガイドラインというのは非常に重要な分野の1つだと思っておりますので、いいものがつくればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（山中） 続きまして、環境省地球環境局環境協力室長の早水輝好様でございます。

早水委員 環境省で国際環境協力関係の窓口をしております早水と申します。環境省はいろいろな援助関係の環境配慮については非常に興味を持っておりますので、その立場で参加させていただいて、必要に応じて意見を言わせていただきたいと思います。なお、個人的には、昨年7月まで環境影響審査室長をしております、国内のアセスの審査もしておりますので、その経験も生かせればと思っております。よろしくお願いいたします。

司会（山中） 最後になりますが、経済産業省貿易経済協力局資金協力課課長補佐の山下文夫様でございます。

山下委員 経済産業省資金協力課の山下と申します。円借款事業に携わる者として、この環境審査というのは非常に重要と考えております。できるだけお役に立てるように積極的にかかわっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

司会（山中） 続きまして、事務局の方からも簡単に自己紹介をお願いいたします。

事務局（熊代） JICA企画調整部の熊代と申します。よろしくお願い致します。

事務局（渡辺） 同じく、JICA環境社会配慮審査チームのチーム長をしております渡辺でございます。どうぞよろしくお願い致します。

事務局（廿枝） J B I C 開発業務部で企画課長をしております廿枝です。どうぞよろしく申し上げます。

事務局（齋藤） J B I C 環境審査室第 2 班の課長をしております齋藤と申します。環境審査室というのは 1 班、2 班とありまして、2 班は O D A を担当しております。よろしくをお願いいたします。

司会（山中） ありがとうございます。

（ 3 ） 委員会の運営について

司会（山中） 次に、委員会の運営関連の議題に移りたいと思います。

まず、私から本委員会の進め方といいますか、基本ルールについて御説明、御提示をさせていただきますと考えております。5 点ほど御説明させていただきます。

1 点目は、議事録は逐語、また実名で作成することにしたいと考えております。また、議事録の内容については、各委員には御発言いただいた内容について御確認をいただきまして、その上で、ウェブサイト上で公開することにしたいと考えております。

2 点目は、オブザーバーの方々の御発言も議事録に掲載する予定ですが、そのために、御発言される際には、御発言前にお名前、所属をおっしゃっていただければと思います。

3 点目は、基本的に委員の方々の御発言を優先させていただきたいと考えておりますけれども、オブザーバーの方についても時間の許す限りということになってしまうかと思っておりますけれども、議題の最後にまとめて御発言いただく時間をとりたいと考えております。

4 点目は、本有識者委員会の目的に鑑みまして、基本的に個別案件に係わる議論は行わないことにしたいと思います。仮に個別案件の対応等に係わる協議が必要な場合には、関係者間で別途意見交換の場を持っていただければと存じます。

5 点目は、各委員の方々、次回の委員会の議題に関連する資料の配付を希望される場合には、事務的な都合もございまして、1 週間前までを目処に事務局に送付いただければと存じます。できるだけ事前に、ほかの委員の方々にも連絡させていただいて、当日の議論を有意義なものにするという目的でございますので、その点、御理解いただければと思います。

今、5 点ほど進め方について御説明させていただきましたけれども、この点について御意見あるいは御質問がございましたら、この後、事務局から委員会の運営について御説明

をいただきますので、それに関する質疑応答のところ併せてお願いできればと思います。

それでは、事務局から委員会の運営についての御説明をお願いいたします。

事務局（渡辺） 資料として、A4の1枚紙でございますけれども、「新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会設置要領（案）」という資料がございますので、こちらをごらんいただきまして説明させていただきたいと思います。

委員会の設置要領（案）ということで、1番「目的」ですけれども、「新JICAの環境社会配慮ガイドライン（案）及び異議申立手続要綱（案）の作成に当たって、必要な助言を行うことを目的とする」ということで、現在、JICA・JBICで環境社会配慮のガイドラインがございますけれども、それとは別に、異議申立につきましては要綱がそれぞれJICA・JBICにございますので、ガイドラインと異議申立手続要綱の案の作成に当たりまして御助言をいただくことを目的としております。

2番「構成および運営」ですけれども、「新JICAの環境社会配慮ガイドラインに見識のある学識経験者、NGO、企業（または団体）、政府関係者からの委員により構成する」というものでございます。委員会のメンバーにつきましては、本日、資料として委員名簿をつけておりますので、この別紙の部分は省略させていただいております。「各委員は、その所属組織を代表するものではない」というものです。「代表や座長は置かず、委員が等しく責任を共有する」「委員会の議題は、委員会の前に事務局が提案し、委員からコメントを得る」としております。

3番「活動内容」ですけれども、本日、資料としてお配りしておりますけれども、「JICA環境社会配慮ガイドライン」の運用実態及び「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（海外経済協力業務）の実施状況を踏まえつつ、新JICAの環境社会配慮ガイドライン（案）及び異議申立手続要綱（案）の作成にあたって必要な助言を行う」としております。

4番「議事録及び情報公開」について、「委員会は公開し、当日の一般参加を認める（委員の発言を優先する）」「委員会開催の都度、発言者名とともに議事録を作成する。議事録は、JICA、JBICのホームページで公開する」ということで、今、この点につきましては基本ルールということで御説明がございました。

最後に5番「事務局」でございますけれども、「委員会の事務・庶務は、JICA企画・調整部、JBIC開発業務部が行う」としております。これらにつきまして、コメント等をいただければと思っております。

司会（山中） それでは、ただいまの御説明に関しまして、委員の方々から、何か御意見あるいは御質問等ございましたら、お願いいたします。

福田委員 メコン・ウォッチの福田です。お手元に設置要領（案）に対するNGO委員からのコメント、実際にはNGO委員は4人いて、ここに名前が挙がっているのは3名ですが、これをお配りしているのです、そちらをごらんいただければと思います。

今、山中さんの方から別のルールというのもありましたので、その点についてはここでは含まれていないので、口頭でということになりますが、簡単に設置要領（案）に対して私たちとしての要望をお話しさせていただきたいと思います。

まず第1点、議事進行なのですが、議事進行の点が、いただいた要領（案）に、事務局が議事進行を行うという形で書かれていて、その後、必ずしも事務局ではない山中さんがお座りになって今議事進行をしていらっしゃるのです、ここでのコメントは若干混乱しているのですが、基本的にこれは私たち委員の間でどのような議論するか、どのような進め方をするかといった点については、委員の間で司会者を選び、その司会が議事進行を行う方が望ましいのではないかと考えております。この点についてほかの委員の方の御意見もお聞かせ願えればと思います。

委員会の議題ですが、これは基本的にこの委員会の中で次の議題はどういうことにしましょうということをお相談して決定するのが通常の方法でありまして、事務局からの提案があるということは別に構わないのですが、事務局で議題を最終的に決定するという筋合いのものではないのかなと考えております。

当日参加について何点かお話しさせていただきたいのですが、まず、「委員の発言を優先する」という文言ですが、これは議論の流れによりまして、あるいは当日参加される方が発言された方が望ましいというタイミングもあろうかと思っておりますので、このように、わざわざ明記する必要はないのではないかと。その場での司会の判断に委ねればいいのではないかと、この点については削除していただければと思っております。

当日参加ということで要領には書かれているのですが、今回の第1回委員会の開催案内の方には傍聴を希望される方は申し込んでくださいという形で案内があったのですが、これは傍聴ではなくて当日の参加者が当日参加することができるというルールであるというふうに、少なくとも設置要領からは理解しておりますので、募集の際にはそのように明記していただければと思います。

それから、私たちは委員として座っているわけですが、決してここの中だけでのクロー

ズな議論をしようというわけではないので、ぜひ一般の方にも資料を出していただき、あるいは活発にここの議論に参加していただきたいと思っておりますので、ウェブサイト、開催案内はJ B I Cさんの方にあると思うのですが、J B I Cの方に、一般からの意見表明を歓迎するというので、意見があればここに送ってくださいということを明示していただき、それも委員会の資料として配っていただければと思っております。

それから、先ほど山中さんからあった進め方のルールについて1点だけ申し上げたいのですが、個別案件については議論しないという点について、私たちが別に個別案件についてどこが悪い、J I C Aさん、J B I Cさん、ここは直してくださいという議論をするつもりはないのですが、しかし個別案件で具体的に出てきたガイドラインの課題というものをここで議論するという事は非常に重要だと思いますので、その範囲内で個別案件について触れさせていただくことがあるということについては御了承いただければと思っております。

私からは以上です。

司会（山中） それでは、ただいまの福田委員からのコメントに関しまして、事務局から御回答をお願いします。

事務局（渡辺） J I C Aの渡辺でございます。まず、資料でございますけれども、委員に事前にハードコピーと電子ファイルをお送りしておりましたけれども、電子ファイルの方に間違いがございましたので、事前にお送りしたハードコピーそれから本日の資料が正しいものというように御理解ください。どうも大変失礼いたしました。

それから、議事進行でございますけれども、代表や座長は置かずというふうにさせていただきましたのは、私どもの趣旨としましては、既に現行J I C A・J B I Cで議論が尽くされたガイドラインが策定されておりまして、今回、ガイドラインの統合を行うという作業でございます。そういう中では、現行のガイドラインをつくったときのような、ガイドラインを1からつくるような作業ではないと考えておりまして、私どもとしては、事務局から現行ガイドラインの運用実態、あるいはガイドラインの案についての資料をお出ししまして、それについて委員から質問やコメントをいただくといったようなやりとりになるだろうと考えております。そういう意味では、例えばこの委員会の報告書をつくるということは必要ないと考えておりまして、そうすると、例えば委員会の取りまとめというのは必要ないのではないかとということで、代表や座長は置かずということをお提案させていただいております。

委員会の議題についてはまたさらに委員の方からコメントをいただきたいと思いますがけれども、当日参加でございますけれども、まず、委員会をつくったのは、パブクリクコンサルテーションではなくて、限定された委員のメンバーの中で集中的に議論を行いたいという趣旨でございます。オブザーバーの発言と委員の発言を同じように扱ってしまますと、パブリックコンサルテーションと余り違いがなくなってしまいますので、原則的には委員の発言を優先とさせていただきたいと考えております。

それから、ホームページでの開催案内で「傍聴」というふうに書いてございましたけれども、これについては、先ほど基本ルールのところで説明させていただきましたけれども、オブザーバーからの発言もあるというように考えておりますので、聞くだけという意味ではございません。誤解があるような表現でしたら見直したいと考えております。

全部ではございませんけれども、取りあえず事務局からの考え方を説明させていただきました。

事務局（熊代） 今、渡辺の方から説明しなかった点のうちの1つ、委員会の議題は委員間の議論により決定すべきであるというところですが、ここも事務局が決めるということではもちろんないのですが、今回、1からつくるということではなくて、それぞれ双方のガイドラインがあって、それを新しいJICAに合わせて見直すという議論ですので、いずれかの段階で素案についての議論をさせていただくことになると思っております。そうすると、いろいろな議題があれもこれもということではなくて、ある程度決まってくると考えておりますので、もちろん、事務局で決めるということではないのですが、事務局から御提案させていただくということによろしいのではないかと考えております。

司会（山中） あと、これは私が御説明させていただいた点なのですが、福田委員からコメントがございました個別案件に関する協議に関しまして、何か事務局からコメントがございましたら。

事務局（廿枝） J B I Cの廿枝です。私どもとしては、福田委員がおっしゃった趣旨であれば、もちろんそれは当然議論の対象になると考えておまして、通常、我々の日々の業務の中でも、私どもの個々の案件について、NGOの方を含めていろいろと御意見をいただく場合がございます、その個々の案件に対する我々の対応について、あるいは相手国政府の対応についての意見交換については我々日々やっておるわけですが、個々の案件についてどうするかという趣旨の話であれば、それはわざわざこの有識者委員会の時間をとらなくても別の場でやりましょうと、そういう趣旨で基本ルールとして申し上げたと

いうことでございます。

もう1点だけ、いわゆる司会進行役を確かに我々、むしろ説明する、あるいは委員からの御質問にお答えする立場であるJICA・JBICでこの環境社会配慮ガイドラインを担当している部署の者が、例えば私が、一方で御質問にお答えしながら、もう一方では議事を進行するというのは、そもそもそういう能力は私にはございませんし、また適切かどうかというところも疑問だというのはよくわかります。ただ、委員の中から司会進行役をお願いするというのは、私ども考えましたのは、今回、いろいろな分野でそれぞれ御見識をお持ちの16名の方々に、非常にお忙しい中、本日も幡ヶ谷までお越しいただいて、しかも3時間も拘束してしまうと。しかも、もちろん本日だけではなくこれからしばらくの間、これが続いていくという中で非常に貴重な時間をいただきますので、司会進行役という役目に神経を使っていただくよりは、むしろ委員お一人お一人の御見識に基づいた御発言というところに集中をしていただいて、司会進行役ということであれば、委員の皆様方ほどの専門知識はなくても滞りなくできるのではないかと。そう思って、本日我々は山中に司会進行役をやらせておりますけれども、山中はJBICでも環境社会配慮ガイドラインを主管している部署ではございませんので、JBICの職員ではございますけれども、我々とは違う立場ということも言えなくもないということで、そういった意味で私どもとしてはぜひ委員の皆様には等しい立場で、存分に、各々の皆様方の御見識に基づいた御議論に集中していただきたい、そういう趣旨で司会進行役は山中と、もう1名JICAの方が加わるかもしれませんけれども、やらせていただければと思っております。

司会（山中） ほかの委員の方々、いかがでございましょうか。

千吉良委員 三菱東京UFJ銀行の千吉良です。福田委員から先ほど御説明いただいたことと、今、実はいただいた紙を読ませていただいたのですが、構成及び運営のところ、なぜというところがまだはっきりしなかったもので、どうしてこういう御提案をいただいたのかというところを教えていただければと思います。

福田委員 議事進行の点については、もともとの私がいただいた紙の上では、事務局が行うという形で書かれていました。これは先ほど廿枝さんがおっしゃっていましたが、ここで提案し、あるいは説明していただくJBIC・JICAの方と司会進行の方が同じになるというのは基本的におかしい話であろうと。それは、第三者が議論は仕切るべきであって、JBICやJICAの方については、御提案いただいた内容あるいは私たちからの質問に対して存分に、そこはお答えいただく方が、議論の整理としては望ましいの

ではないかということで提案させていただいております。

それから、議題の件ですが、基本的には私たちはこのガイドラインの改訂のために助言を行うということで役割をいただいておりますので、その助言のために私たちとしてどういう資料が必要か、何を議論したらいいのかというのは、委員の間で主体的に考えるべきであって、決してJ B I Cさん、J I C Aさんが、これだけ考えてくださいという形で議題を決める筋合いの話ではないのかなと思っているところであります。基本的には、やり方としては恐らく委員会の最後の段階で、今回はこういうことを議論しましょうという形で私たちの中でJ B I C、J I C Aさんの事務局との間ですり合わせをすればそれでいいのであるというふうに私は理解しておりますので、別にどちらに決定権限があるのだという話をゴリゴリするつもりはないのですが、しかし、事務局さんがそれは決定するということではないのではないかと思います。

司会（山中） それでは、中山委員、お願いします。

中山委員 最初に、個別案件の話は大事な話だと思います。これは福田委員の言われたとおり、環境社会配慮ガイドラインをやっていて抽象的な文言ばかり出てきたときに何を議論するかということは難しい話で、ただ、気をつけなければならないのは、この案件をやったのはどこの会社だとかということになると非常にまずいので、その辺は環境社会配慮ガイドラインの中でここがおかしいですよという類の議論をするときには具体案というのは大事だと思います。ですから私は福田委員の意見に賛成いたします。ただ、出し方については本当に気をつけていただきたいと思います。

あと、司会をだれにするかという話、これは悩むところなのですが、先ほど原科先生が言われたとおりに、新J I C A発足が10月ということで非常に厳しい状況ですよね。その状況で新しいものをつくるのであれば非常に多く議論する必要があると思いますし、提案するJ I C A・J B I Cの言ったとおりに我々委員が動くにはいかなものかと思うのですが、かなりでき上がったものが既にあるということで、それについてどうこうという、そういうたたき台とは言わないけれども、そういうものを示していただくということであれば、そういう方向もあるかなというのが私の意見です。これは委員の中で議論もあるかと思いますが。

私ども、それぞれの専門が違いますので、専門について言われたところについてはいいのですが、大学の先生は別でしょうけれども、普通の方々だとすべての分野でまとめる能力は、なかなかないと思いますので、そういった能力はJ I C Aさん、J B I Cさん、各

省庁の方々の方が、私はあると考えておりますので、私はその案に賛成でございます。

あと、クローズなものでなくて一般の意見もウェブでということ、賛成いたします。

傍聴でなく当日の参加であり、そのようにしていただきたいということ。多くの方々が目撃しているところなので、そういった方向に直していただければと思っております。

ですから、福田委員と違うのは、進め方のところで、私はそういうことになるのかなという意見でございます。

司会（山中） 清水委員、お願いいたします。

清水委員 FoE Japan の清水です。私も福田委員と一緒に設置要領（案）に関するコメントを出させていただきました。

まず、議論の進め方の件ですが、1から作るものではないからこういうやり方でいいのだというのは、よくわからなかったです。1から作るものではなくても、例えばきょうの配付資料にありましたけれども、NGOからの提言書というのがありまして、私たちから出してくる議題というものもあるわけです。もしかしたら産業界の皆さんは産業界の皆さんでそれぞれ、このガイドラインに沿って実施してきた中で問題意識があるかもしれません。「議事の進め方」については一方的なものではなくて、私たち委員の間で決めるような形がいいのではないかと思います。例えば委員の中でも恐らくいろいろな方向に精通していらっしゃる学識経験者の方がいらっしゃると思います。例えば原科先生はJETRO、JICA、JBICといったガイドラインの委員の中でも、議長ですとか委員長を務めていらっしゃいますし、もしも原科先生もしくはほかの委員の皆様がよろしければということですけども、私は原科先生ですとか、そういった学識経験者の方に議事進行をお願いする方向を提案いたします。

オブザーバー参加の発言の件ですが、委員の発言を優先するというのももちろん気になったのですけれども、それ以上に気になったのが、御説明の中でオブザーバー参加の発言については最後にまとめてというお話があったかと思っておりますけれども、それはまずいいのではないかと思います。それぞれの議題の中で適切なときに、オブザーバー参加の方にも発言していただいて、オブザーバー参加の方にもきちんと議論の中で意見を言っていただけるような進め方にしないと、議論に絡みにくいのではないかと思います。

司会（山中） 清水委員がおっしゃった中の最後の点なのですけれども、私の説明が必ずしもクリアでなかったかもしれませんが、オブザーバー参加の方々の御意見につきましては、その日の最後ということではなくて議題の最後にまとめてということござい

す。従いまして、今御議論いただいております委員会の運営についての御意見も、取りあえず委員の皆様から御意見を承った上で、この後、実はオブザーバーの方にも御意見を伺おうと思っていたところです。基本的にはそういうスタイルで進めさせていただきたいと考えております。

ただ、時間的な制約ということもございますので、いらっしゃるオブザーバー皆様全員の御意見を議題の最後のタイミングでお伺いできるか、これは、お約束は必ずしも、しかねるところがございますけれども、基本的にそういうやり方で進めてはいかがかという提案でございます。

事務局（廿枝） 議論が交錯しているような気がしますが、まず1点クリアにしておきたいのは、次回の議題については、先ほど福田委員がおっしゃったように、私どもとしては例えば本日の最後の議題の（6）に「第2回の議題について」というふうに既に掲げておりますとおり、この委員会の外で、我々事務局が勝手に議題を決めて、委員にある日通知するといったようなことは一切考えておらず、私ども事務局としては、本日の最後の議題として、第2回目の議題としては何々でいかがでしょうかということをお委員の皆さんにお諮りして、委員の皆さんの方で御議論いただいて、いや、ちょっと、その議題の前にこれをやる必要があるとか、その議題をやるならついでにこれもやってくれとか、そういうことを委員の皆さんから御意見をいただければ、当然それを尊重して決めると。ですので、我々事務局としてはあくまで提案する立場であって、決めるのは委員会であるということでございます。そういう前提で、この委員会の議事進行をどうするかということをご検討いただきたいと思いますのですけれども。

J B I C ないし J I C A の職員が司会進行役をやると、我々の恣意的な議事進行になってしまうのではないかと御懸念されているのかなというふうに思いましたが、そういうことはそもそもできるはずもないし、するつもりもありません。ですので、我々はあくまで事務局に徹しますし、司会進行役も基本的には事務的にやっていくということで、我々の考えは逆にむしろ、事務的な作業を委員のどなたかにお願いするのは非常に心苦しいということでございますので、そういう前提でぜひお考えいただければと思います。

原科委員 私の名前が挙がりましたので申し上げますけれども、論理的におかしいことが2つあると思います。

1つは、既存のものがあるから、司会は委員の中から選ばなくてもいいというのは、全くそんなことはありません。既存のものがあったら改訂ですから新しいアイデアが必要で

す。ですから、今回はそんなに簡単なことではないと思います。とりわけ今回は大変重要な課題がございまして、JICAは案件形成段階で開発調査等大きなものがございましてね。その後の事業実施段階、融資の段階でJBICがやっておられる円借款の問題、この2つをどうつなぐかということですが、大変難しいんですよ。これはキュアリングという専門語で言いますけれども、その関係のことを、これまでにないルールをつくらなければいけないのです。ですから、全くないものをつくらなくてはならないという点がございまして、それほど簡単なことではないと思います。

それから、仮に既存のものに対して云々ということ、一部そういうことはありますけれども、それでしたら、そのことに精通している人が司会を務めたらもっといいわけですよ。そうでしょう。私事になってしまって申しわけないのですが、たまたま名前が挙がりましてので言いますけれども、私はJBICの研究会の実質的な議長をやりまして、フォローアップ委員会というのは実際にガイドラインをつくるためのフォローアップ、つまり、研究会の報告に沿ってガイドラインがつくられるようにフォローアップしたのです。ですから、実際にガイドラインをつくることにずっとコミットしてきました。委員長をやりました。だから、司会は簡単だとおっしゃったけれども、結構苦労しましたからね、余り簡単だと言われると、私は何をやってきたのかという感じがいたします。

JICAもそうです。JICAのガイドラインをつくる時に、JBICの経験がありましたので、これを生かしてJICAの共同議長、このときには國島先生 - 堀田先生の上の先生ですね。國島先生と私とで共同議長をやりまして、堀田さんもそのときに来られましたよ。そういうことで進めまして、その研究会報告をもとにガイドラインを今度はJICAの内部でつくってもらったのです。そのときにもフォローアップ委員会ということで研究会の内容が反映されるように委員会をやったのですよ。そのときは委員長をやりました。ずっとやってきた経験から言いますと、これはそれほど簡単なことではないぞと申し上げたいのですね。ですから、それほど甘く考えておられるのでは失敗しますよ。そんなものではないです。その意味では、皆さんの要請があれば、もちろん、大変なことですがけれども、やらなければいけないという気持ちを持っておりますけれどもね。それほど簡単に考えられるのだったら、私は大変心配いたします。ですから、既存のものがあるからやらなくてもということは全くありません。現にJICAのガイドラインは既存のものを改訂するというのでやっておりましたから、その論理が通るのであれば、前回になぜ議長とかフォローアップ委員長を決めたのか、整合しないですよ。あくまでもJICAの

ガイドラインは既存の改訂ですから。でも改訂と言っても中身が随分変わるから大変だったわけですよ。今回は、J B I Cの仕事とJ I C Aの仕事をつなげますから、ここが大変なところなんです。

それからもう1つ大きく違いますのは、組織としてはJ I C Aのガイドラインでは審査会があります。J B I Cは持ってありません。この2つの整合をどう図るか、これも大きな課題なんですよ。幾つもございますから、中身をよく考えていただければよくわかります。

それから、私はこのアセスメントの専門家でございますから、特定の専門のことしかわからないとおっしゃるけれども、このことに関しては私の専門なので、私自身が否定されたような印象を大変受けました。ちなみに私は5月から、環境アセスメントで最も権威のある国際学会、「国際影響評価学会」、I A I A (International Association for Impact Assessment)の会長を務めます。30年近くの歴史の中で日本人は初めてです。ですから、私がいるのに、そんな専門家はいないと言われたのでは、私はI A I Aのメンバーに合わせる顔がない、とんでもないことだと思いますよ。ですから、私の時間を使うのは大変申しわけないとおっしゃったような感じがしましたが、覚悟を決めておりますから、しっかり私はコミットしたいと思っておりますから、全然理屈の合わないことは言わないでいただきたいと思います。

つまり、まとめますと、既存のものがあるから、こういう委員会でしっかりやらなくてもいいのだ式のことはありません。今回はたいへん難しい問題があります。

2つ目は、透明性の問題があります。第三者が見て、委員会のメンバーから議長を選ばないのは透明性に関してかならずこれは疑義が出ます。今の社会の通念ですよ。これまで、このような会議を開いて、研究会、委員会、審議会、有識者会議等々で、司会を事務局がやった例は、私は聞いたことがございません。皆さん、ございますか。あり得ないことですよ。ですから、こういうおかしなことを言われることは大変、私としてはもう理解に苦しむといえますか、困ったものだと思います。

これ以上言うと余計なことを言いそうなので言いませんけれども、これはきちんと、最初にシステムをつくらないといけないと思います。

中山委員 ちょっと誤解を与えたようなので発言させていただきます。私はそんな失礼なことを言ったつもりではなくて、先生にこだわってしまうと、先生の日程に縛られてしまうというのは非常に、私どもほかの方々の日程もあるので申しわけないような気がしたので、

それでどうかと。先生はほかの仕事もやられておられるので、そういったことで。先生が第一人者であることは我々みんな知っています。私も国土交通省にいたときに先生に大変お世話になっています。ただ、10月という日程と、今やらなければならないことを考えたときに、先生の日程に合わせて、もう強引に2週間に1回合わせてやるというところまでの話かなと私は思っていたのでございます。失礼なことだと思われたら、ここで謝っておきます。

原科委員 私は一般論で申し上げたので、特定の方がおっしゃったことに関して言っているのではなくて、理屈としておかしいという、いわゆる義の問題ですよ。今の御提案は義がないということです。

司会(山中) まだ御発言をいただいている委員の皆様、いかがでございましょうか。

堀田委員 委員会の進め方についての議論は非常に重要だと思いますので、最初に時間をとってお出しただいたのは貴重なことだと思うのですが、非常に難しい論点がこれからたくさん出てくるであろうと、私もそのように思っております。

その中で議事進行をどういうバランスで行うか、あるいはどういう議論をどういうプロセスで選ぶかというのは非常に重要なことだと思っております。もし仮にその議事進行や論点の選択が恣意的に行われるようなおそれがあるのであれば、そういった進め方は避けなければいけないというふうに思っております。

今回、当初、事務局の皆さんから御提案があって、JBICの山中さんが今司会を引き受けてくださっているわけですが、その中で特段に、ある委員のあるいは参加者の懸念しているような論点が恣意的に取り上げられないとか、あるいは逆にそれが、バランスが大きくなって取り上げられるというような、そういった実質的な懸念は私は有していないのです。そうは言っても、確かに複雑な問題ですので、議事進行についてはその問題に精通した方にやっていただくのがいいと思いますけれども、そういった意味では、もちろん原科先生を初め御見識のおありの委員の皆様、どなたに引き受けていただいてもいいと思いますけれども、むしろ一方で、お名前をお出しして失礼ですが、原科先生は前回からお世話になって、今回、実質的な意見をたくさんこの場に出して議論を深めることも重要かなと思っております。ですので、非常に精通しておられる原科先生のような委員の先生方にはむしろ、議事進行というところにお時間やエネルギーをお使いいただくよりは、実質的なディベートをどんどん深めるようなところに重きを置いていただけの方が建設的なのではないかというふうに個人的には感じます。

松下委員 京都大学の松下でございます。都合で、あと数分で席を離れざるを得ませんので大変申しわけございません。これまでの議論をお聞きしまして、大変貴重な意見が出されたと思うのですが、今回は限られた時間で10月までに相当重要な議論をするという課題を持っているわけです。委員会として司会をつくった方が対外的な透明性という意味では説明が付きやすいのではないかと考えます。しかしながら、あくまでこれは現在のJICA、JBICのガイドラインを新JICAのガイドラインとして統合するわけですから、最終的な決定は新JICAの方で決定するわけで、それに対してアドバイスすることですので、そういう意味での事務局との連携が非常に大切です。また特定の司会者の日程でスケジュールが滞ることは避けなくてはなりませんので、例えばここに提案されている2名で交代で、あるいは1名が欠席しても、もう1名の方が出ておられればできるとか、そういう形にして、なおかつ事務局とも連携をとって進めるという方向でいかがかなと思います。

それから、議題の件ですが、これは御説明があったとおりで、委員会の前に事務局が提案していただいて、それを委員の間で議論して決めるというふうに表現を変えれば、実質的には問題はないのではないかと思います。

司会（山中） ありがとうございます。

ほかの委員の方々、いかがでございましょうか。

高梨委員 海外コンサルティング企業協会の高梨でございます。最初にこのお話を伺ったときに、これまでJICAさんあるいはJETROさんの環境ガイドラインの委員をやった関係上、実際、司会の方がいろいろな形で専門的な知識を背景に進行役をされるところのメリットというのは、私参加して非常にあったんですね。どういう方向へ持っていこうとか、この問題についての強弱を含めての議論が非常にスムーズに進んでいったということがあります。そういう面では、事務局の方がやられるというのは私も想像がつかないのですけれども、ある意味では今までの経験からすると、ある程度有識者の方に司会進行をしていただくということで、例えば2名の方で順番にとか、あるいは御都合のつく方という形でやっていただいた方が、議論の進捗の上ではスムーズではないかという、これまでの経験で思っております。そうでない形ではちょっと想像がつかないところがありますので、個人的には有識者の方にお任せしてはどうかと思います。

議題は、事務局の方が一方的に出すことはないと思いますので、当然ながら委員の間で議論して決めることになるのだらうと思っております。

司会（山中） ありがとうございます。

今の高梨委員の御発言の関連で、私は事務局ではございませんので、その点だけ御理解をいただきたいと思います。

ほかの委員の方々、いかがでございましょうか。あるいは、今いただいた各委員からのコメントに対する事務局サイドとして再度御説明なり御回答がありましたらお願いいたします。

事務局（渡辺） 補足の説明ということで、誤解がないようにという意味で説明をさせていただきます。

現行のガイドラインがあるから議論が簡単だとか、そういうふうには考えてございまして、1つの議論のベースが既にあるということで申し上げております。したがって、もちろん、有識者の皆様にお集まりいただいて議論いただくわけですので、御意見をいただきながら新しいガイドラインの案を考えたいと思っております。

福田委員からの提出資料の最後のところに、一般からの意見表明ということでございますけれども、ウェブサイト上の表現は考えたいと思っておりますけれども、例えば一般の方から資料を配付されたいということについては、本日も、皆様に資料を配付しているところでございますので、補足させていただきます。

司会（山中） ほかに委員の方々からの御発言はございませんか。

それでは、本日御参加いただいたオブザーバーの方々からも、御意見がありましたら承りたいと思います。御発言前に、お名前と所属をお願いいたします。

オブザーバー（村山） 早稲田大学の村山と申します。私はJICAの環境社会配慮ガイドライン改訂委員会のおときから参加させていただいております。現在も、環境社会配慮審査会の委員としてもかかわらせていただいております。

きょうは参加をさせていただいて、事務局のお考えが非常によくわかりました。一度聞くと、司会進行されるというふうに向うと、ちょっと恣意的に思われたのですが、そういうことではないということが、説明を聞いてわかりました。ただ、説明を聞かないとわからない、逆に言うとそういうことになると思います。この委員会は非常に注目されていると思いますので、そういった説明がないとわからない。あるいは先ほどもお話がありましたように、誤解されているように、通常、外見上見える、そういう方式は、私は余りよくないと考えております。

きょうの要領（案）の中で「目的」にありますように、あくまでこの委員会は必要な助

言を行うことを目的とするということですね。ですから、必ずしも委員会の意見が新JICAに100%取り入れられる必要は、私はないと思っております。もちろん、その方が望ましいとは思いますが、今伺っていると、どうも委員会と事務局が100%同じのような、そういった感じを受けるのですが、必ずしもそうではないのではないかと考えています。そういう意味で言うと、委員会としては独自性をできるだけ持つ、そういった形で進められることがいいのではないかと考えています。

先ほどJBICの方からも話がありましたように、確かに委員の方の御苦労は非常にあると思いますが、今のようなことを考えますと、まずは委員の方から委員長あるいは司会進行を引き受けていただける方がいないかどうかを確認した上で、もしないのであれば、事務局の方でお考えになる。そういう手続の方がむしろ望ましいのではないかと考えます。

司会（山中） ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

オブザーバー（松本） メコン・ウォッチを代表しております松本と申します。「目的」のとらえ方について質問があるのですが、つまり助言をするということは、各委員が個人の立場あるいはみずからの御経験の中から、事務局案に対してコメントをし、そのコメントを受け入れるかどうかはJICA・JBIC次第ということなのか。あるいはここで、ある程度のコンセンサスを得られたものについては、JICA・JBICはそれを当然取り入れるということなのか。つまり、この委員会で作られるものは一体何なのか私にはわからないのですが、パブコメに付すガイドラインをつくれるのか、それとも、JICA・JBICがつくれるガイドライン案に対して単にコメントをするという場なのか、そのあたりについては皆さん明確な御理解をされているのか、1点疑問があります。

2つ目は時期です。設置要領（案）には10月1日のことは一切書かれていません。しかし、皆さんが心の中で10月1日とおっしゃっている。10月1日から新JICAのスタートとともに新しい事務所あるいは体制を整えるのにも時間がかかるでしょう。10月1日に必ずしもガイドラインが間に合わなくても、翌年の要請に間に合えばいいのではないかという気もします。ですから、10月1日というものにどのぐらいスティックされた委員会なのか。

以上、2点について御意見を伺えればと思います。

司会（山中） ありがとうございます。

ただいまいただきました御質問、2点に関して事務局から回答をいただけますか。

事務局（熊代） 今の御質問の2点について御説明したいと思います。

この有識者委員会の位置づけということなのですが、どんな議論になるかというのはもちろんいろいろあるのですけれども、JICA・JBICで考えております素案について御議論いただいて助言をいただくと。最終的にはそれを斟酌して決定するのはJICA・JBICの方で決定したいと考えております。これが1点目の御回答です。

2点目につきましては、10月1日が新JICAの設立ですので、もちろん、それに向けて必要な作業、有識者委員会、その後のパブリックコメントも含めまして行いたいと思っておりますが、ここは議論の内容次第というところもありますので、当然10月1日を目指したいとは考えておりますけれども、議論の中身によっては少し遅れるということもあるかもしれないと思っております。ただ、今の段階で10月1日に関係なく、後になってもいいというふうには思っておりません。

司会（山中） ほかに、オブザーバーの方々から御発言はございますか。

早水委員 意見と質問ですが、役所側からの委員はなかなか手続面についてはコメントしがたいので、推測するにここに座っている4人とも同じような考え方ではないかと思えますけれども、一般論を申し上げれば、透明性のある手続でやっていただきたいということで、これはもちろん私個人の意見ですが、それについて疑念がもしどこかであれば、そういう形でないようなやり方の方がいいのではないかと。今オブザーバーの方からも意見がありましたが、私は個人的にはそう思います。

一方で、一人の方に座長という形にしてしまうと、その方の日程で決まったり、あるいはその方が意見を言いにくかったりするということもあると思しますので、複数の座長で、どちらでもできるような形でセットされるのが私はいいいのではないかと思います。

それから、議題については、どういう書き方で紙に書くか、ということかもしれませんが、事務局が提案して委員会が決めるという形に基本的にはなるのかなと、今までの議論からすると理解をいたしました。

コメントは以上であります。

質問ですが、この委員会はパブリックコンサルテーションではないということで委員会の意見を尊重するという御提案でしたけれども、いわゆるパブリックコンサルテーションにかかる部分はどのような形でやられるのか、議論の前に聞いておきたいのですが、例えば案ができて、それをパブコメにかけるという手続を事務局は想定されているのか、そのあたりの、この委員会とパブリックコンサルテーションとの関係をお尋ねしたいのですが。

事務局（廿枝） 私どもの方で今考えておりますのは、この設置要領（案）のところでも「環境社会配慮ガイドライン（案）及び意義申立手続要綱（案）の作成」というふうにしておりますとおり、新JICAの統合環境社会配慮ガイドラインの案を私どもだけで作るのではなくて、まさにこの有識者委員会の場でいろいろな専門の方々からインテンシブに御意見をいただいた上で練り上げていきたいということでございます。ですので、先ほどメコン・ウォッチの松本さんの御質問でもありましたように、パブリックコンサルテーションのような形で広く最初から意見を受け付けるという形ではなくて、今我々それぞれ現行のガイドラインがあるにせよ、先ほど原科先生からありましたように、施行から5年近くたって、その間にいろいろな国際的な他ドナー機関のガイドラインでも動きがございすし、また我々の実施状況でもいろいろな正すべきところもあるでしょうし、そういったところを踏まえながら、かつまた2つのガイドラインを1つにするということでございます。それぞれ違う業務をやっていたのが1つの大きな業務の流れの中でこのガイドラインをどう統合するのかというのは大きな議論になると思っておりますので、私どもとしてはパブリックコンサルテーション方式ではなくて、まずこの有識者委員会方式でインテンシブに御議論する場を設けさせていただいて御意見をいただきたいし、その中で新しいガイドラインの案を練り上げていきたいと考えております。

その後、委員会の御議論をいただいた後の案をパブリックコンサルテーションという形で、今度はまさに委員以外の方々を対象に、別に東京だけではなくて国内各地、場合によっては途上国の方でもやり、さらにはパブリックコメントにも付すということで、そこでもいろいろな御意見をまたいただくのだと思うのですが、最終的にはもちろん新JICAの理事長が判断し決裁することではございますけれども、私どもとしては、いただいた意見を、ただいただいただけで、あとはもう私たちが決めました、おしまいということでは、当然もつわけはなくて、説明責任を果たす必要があると思っておりますので、委員会の場でいただいた意見もそうでしょうけれども、パブリックコンサルテーション、パブリックコメントでも、いただいた意見については、それぞれの意見について私どもとしては、このように考えて、その結果、このように反映させましたとか、あるいは場合によっては反映しませんでしたとか、そういったこともきちんと対外的に御説明をするということを考えております。

司会（山中） 委員会の運営方法につきまして、委員の方々、オブザーバーの方々からさまざまな御意見をいただきまして、まだいろいろ御議論はあろうかと思っておりますけれども、

取りあえずよろしければ、ここで休憩時間をとらせていただいて、その後また、本件についての議論を続けさせていただくということにさせていただければと思います。時間としては10分程度ということで、3時25分に再開ということでもよろしくお願いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時24分 再開

司会（山中） 時間になりましたので議論を再開させていただきたいと思います。

引き続き本委員会の運営についてということで、御意見がございましたら引き続きお願いいたします。

事務局（廿枝） 事務局から御提案でございますけれども、本日、まだこの後、というか、これがまだ1つ目の議題なのですけれども、議題が残っているものですから、この件については、本日事務局で御用意させていただいた設置要領（案）というのは、代表や座長は置かないという前提の要領（案）なものですから、今、委員やオブザーバーの方々からも、どうも必ずしもそうではない御意見の方がむしろ多かったような気がするものですから、よろしければ事務局の方で、では委員長を置くとした場合にはどういう設置要領（案）になるのかを作らせていただいて、なるべく早く委員の皆さんにお送りするように致しますので、次回、第2回は3月6日ということになっていますが、その3月6日の最初の議題として御議論いただいて、その場で決めていただくという形にしてはいかがかと思えます。

これから考えますけれども、1点、個人的にまだ腑に落ちていないのは、最初、福田委員からありましたけれども、事務局が一方では説明とか回答をしながら、もう一方では議事進行役をするのはおかしいとのご意見でした。それは我々も確かにそうかなと思って、きょう司会役を置いたのですけれども、委員の中から委員長を選んだ場合に、その委員長の方というのは、一方で議事進行をやりながら、もう一方で、その議題について自論を述べられるというようなことがどこまでいいのかというのが、私もよく分からないところがあって、そこは本日御意見をいただきましたし、1名の委員長ではなくて2名とかそういう複数名の方でということで、そこも考えますが、常に共同委員長なのか、あるいは交代交代でやっていただくのか、委員会の日程調整というロジ的な都合もありますので、1名ではないということを前提で考えたいと思えますけれども、いずれにしても、本日は本日

はそういう形で収めさせていただいて、また私どもで一案作らせていただいて、第2回のときに御議論をいただいて決めていただくという形にしてはいかがかと思えますけれども、いかがでしょうか。

福田委員 進め方についてはそのとおりで構わないと思います。1点、今、甘枝さんからお話があった、委員長の方が司会、発言するとどのような役割があるのかということですが、これはまさに委員の間で互選という形で委員長を選ぶということになるのであれば、もしその方の議事進行のやり方がおかしいということであれば、また委員会の中で議論することになると思うので、余りそういうことを心配する必要はないのかなというふうには思っています。実際に、委員長の方が発言されたいのであれば、司会をパトタッチするであるとか、あるいは「これは委員としての見解です」というふうにお断わりして発言していただくことで十分対応できるのかなと思っています。

それとは別なのですが、先ほどからの議論で、助言を行うというのはどういうことなのかというのがいまいち、委員の方の間でも必ずしもクリアにされていないのかなと思ったので、その点、実際、この委員会のアウトプットはどのようなものを想定されているのかをクリアにしたいと思います。

現行のJ B I CあるいはJ I C Aのガイドラインをつくる際には、それぞれ研究会それから改定委員会というのがあって、最終的には報告書という形で、このようなガイドラインにしてはどうですかという実際に文言がついた提案を、J B I Cさん、J I C Aさんに提出させていただいて、その上で、J B I Cさん、J I C Aさんの案というものを提示されたというプロセスをとったわけですが、先ほどの甘枝さんのお話だと、案をここで提示して、もんでいただくというおっしゃり方をされたのか、ちょっと覚えていないのですが、具体的にここで行われる作業、特に新J I C Aさんの案と有識者委員会の関係というのは具体的にどうなるのかということをもう少し説明していただくとありがたいのですが、よろしくをお願いします。

事務局(熊代) 今想定しておりますのは、もちろん実施状況の調査についてのいろいろな御議論とか、その他、きょうも出ておりますいろいろな今までのJ I C A・J B I Cの運営についての提言などを議論していただいた上で、J I C A・J B I Cの方から素案をどこかの段階で提示いたしまして、それについて有識者委員の方々からコメントをいただいて、それに対してどういうふうにそれに対応していくか、あるいは修正していくかというようなところをJ I C A・J B I Cの方で考えて、そこを議論するというような形の

助言をいただくというふうに今考えております。

福田委員 確認なのですが、素案を出していただいて、ここで議論した結果、 magari バイズされた素案がここに提示されてまた議論すると、そういうふうなプロセスをずっと経ていくという形なのか、あるいは新 JICA さんとしてのガイドラインの形を固まったものを示していただいて、それに対するコメントという形で私たちは最終的な議論の成果を出していくのか、その点が余り明らかでなかったのですが。

事務局（熊代） 案を出して、各委員からコメントをいただいて議論していただいて、それを踏まえた上で修正案をつくって、それをパブリックコンサルテーション、パブリックコメントにかけるといふふうに今考えております。

事務局（廿枝） まず、アウトプットのイメージとしては、有識者委員会の提言書という冊子のようなものを、有識者委員会の総意としてまとめていただくことを私どもの方から求めるということは考えておりませんが、ただ、場合によっては、有識者委員会で意見を同じくする委員の方とか、あるいはお一人の委員の方でも、毎回の発言は当然議事録にずっと載るわけですけれども、議事録を全部読み返さないと分からないというのだと非効率だというようなことで、例えば我々の意見はこうだということを文書で御提出いただくということであれば、もちろんそれはそれで当然我々としては重く受けとめたいと思えますし、先ほども申しましたとおり、その後のパブリックコンサルテーションとかパブリックコメントで出てくる意見と同様に - 同様にというところであれですけれども、委員会の場では当然、コメントに対してすぐにお答えするとか、御議論するというところで、よりインテンシブに御議論させていただくことになるわけですけれども、いずれにしても、その意見については、私どもはただ単に受けとめましたというだけではなくて、いただいた意見については私どもとしてはこういうふうに考えて、それをこういうふうに反映させましたということは当然御説明するし、それはホームページでもちゃんと文書で出すことになるのだということは想定しております。

ガイドラインが委員会を経て案になるという意味では、私どもが示すのは原案というか素案みたいなものですが、それはお出しして、それに対して、一度委員の方々からコメントをいただいたら、それで行って来いの一回のやりとりで終わりということでは当然なくて、特に論点によっては相当意見が分かれるところ、あるいはそうでもないようなところ、それは濃淡あり得ると思うのですが、こうやって有識者委員会をわざわざ設けて、議事録も公開してオブザーバーの方に来ていただいてやる以上は、我々としては

なるべく、ここでの議論に沿った形で作りたいというのは当然あるわけです。ですので、行って来いで意見が全く違う、あとはホームページで回答します、おしまい、というふうなことは当然考えていなくて、そこはなるべく時間の許す限り、意見が違うことがあれば、委員の皆様同士、あるいは我々との間で違うところがあれば、議論を尽くすように努力するという前提でのお話であります。

千吉良委員 1点確認ですが、素案があって、それに対して委員からコメントをもらって、また書き直してと、そういう行ったり来たりをするという、要するに議論というのは2つあって、委員の中での議論、それから委員とJ B I C・J I C Aさんとの議論、その2つのコミュニケーションが同時に存在する、そういう理解でよろしいわけですか。

事務局（廿枝） そうですね。というか渾然一体となるかもしれませんが、そういうことです。ですので、案の文言のてにをはを御議論いただくというより、主としては、最終的になぜそういう規定になるのか、その前提としては、今のJ I C A・J B I Cの関連規定の実施状況はどうなったのかをもう一回その時点でまた振り返ったり、あるいはその規定についての他ドナーのガイドラインは最近どういう動きになっているのかという、あるいはもっと別の切り口もあるのかかもしれませんが、いろいろそういうような要素を加味しながら、あるいは学会ではこういう動きがあるとか、そういう意見もあるかもしれませんが、そういう意見を織り交ぜて、もしかしたら我々の方から、「委員、そうはおっしゃいますけれども実務的にはこういう事情もありまして」みたいなことは多分言うと思えますけれども、そういったやりとりをしながら練っていくということを想定しております。そういうことをこのぐらいの人数で集中的に議論したいということで、こういう有識者委員会を立ち上げさせていただいたということでございます。

原科委員 そうしますと、この場で案を固めていくということになりますか。やりとりした結果、ガイドライン案を固めてそれをパブリックコメントに出すと、そのようなことになりますか。フォローアップ委員会というのはこれまではそうやってきたのですけれども。

事務局（廿枝） フォローアップ委員会といったものを、この委員会の後に設けるということは今考えておりません。

原科委員 従来のフォローアップ委員会というのは、研究会報告があって、それに基づいて例えばJ B I Cが案をつくられて、その案の中身、文言をやりとりして、研究会の議論がどれだけ反映されているか。表現が大変大事ですから文章はもう決めていくのですよ

ね。そうやってやりとりしていったら、形をほとんど決めたんですよ。そういうようなことをこちらでも、だからフォローアップ委員会がやったようなことを今回やるということになりますか。

事務局（廿枝） ええ、新しいガイドラインの文言について具体的に御議論いただくということを考えております。

原科委員 それをこの場で行ったり来たりして決めて、それをパブリックコメントに出すと。

事務局（廿枝） そうですね、決めてというのはやや誤解を招く言い方かもしれませんが。

原科委員 パブリックコメントの後のレスポンスをどうするかというのが大変大事ですね。パブコメでいろいろな意見が出れば、また少し変わりますよね。だからその後のことはどうなりますか、この委員会でやるのですか。

事務局（廿枝） そこは、今事務局の中で話をしておりますのは、パブリックコメント、パブリックコンサルテーションも、私ども1回ではなく - パブリックコメントは1回かもしれませんがけれども、パブリックコンサルテーションはいろいろな場でやりますので、それなりの期間も必要ですし、相当いろいろな意見をいただくでしょうということなので、もし皆さんの御都合が許せば、この後にこの委員会の場で、パブリックコンサルテーション、パブリックコメントでこういう意見が出されて、その結果、こういうふうにしようと思いますということは御説明をする機会を設けたいと思っています。

原科委員 なるほど。最終的にはこの委員会で固めるというイメージでとらえてよろしいですね。

事務局（廿枝） 固めるというのは非常にしびれる言葉なんですけれども、最終的には新JICAの理事長が責任を持って決めるということですよ。

原科委員 それはそうですね。正式な意思決定ではなくて意思形成でしょうね。

司会（山中） 御提案なのですからけれども、先ほど事務局からも御提案がありましたとおり、次回の委員会までに新たなといいますか、前提での設置要領（案）を作成してまた御議論をいただく予定にしておりますので、取りあえずきょうのところは、委員会の運営についての議論はここまでにさせていただいて、次の議題に移らせていただくということにさせていただいてはと思うのですが、いかがでございましょうか。

それでは、そういうことで進めさせていただきたいと思います。本日は引き続き私が司

会進行役を務めさせていただきたいと思います。

(4) JICA環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告について

環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査(海外経済協力業務)の報告について

司会(山中) 次の議題ですけれども、「JICA環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告について」、それから「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査(海外経済協力業務)の報告について」ということで、この2点、それぞれJICA事務局、JBIC事務局から御説明をいただいて、まとめて質疑応答の時間をとりたいと思います。

事務局(渡辺) それではまず、「JICA環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告」でございます。本日の資料で冊子をお配りしておりますので、これをごらんいただきながら御説明したいと思います。

まず表紙を開いていただきまして、2ページです。1番に「目的と確認方法」がございます。「(1)背景」の2番目のパラグラフですけれども、JICAのガイドラインの「2.10 ガイドラインの適用と見直し」という項に、「本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後5年以内に包括的な検討を行い、その結果、必要に応じて改訂を行う」と規定しております。このガイドラインができたときに、今回のような統合は予定されておらなかったわけですけれども、こういう規定を踏まえて今回対応したいと考えております。

また、10月1日の新JICAの発足に向けましては、「新時代のODA実施体制づくり」というペーパーが外務省、JICA、JBICで、平成18年6月に出ておりまして、この中で「ODA案件の実施にかかる環境面・社会面への配慮を適切に行うとともに、途上国の側における環境関連の手続をより明確化すべく、各援助手法の特性を踏まえつつ、環境ガイドラインの体系の一本化を進める」というようにされております。

こういったものを踏まえまして、ガイドラインの施行からはまだ4年弱でございますけれども、今般、現行ガイドラインにございます運用実態の確認を行うということにいたしましたのでございます。

「(2)目的」がございまして、「運用実態の確認の目的は、JICAにおいて、ガイド

ラインに基づき、手続等の運用が実際にどのように行われているかを確認し、整理することである」というようにしております。実際に運用実態の確認をどのように行ったかという方法ですけれども、2ページの一冊下でございますが、「運用実態確認の方法」としましては、平成19年3月末までに作成された案件の報告書及びその後の関連情報をもとに確認を行っております。具体的な情報につきましては、コンサルタントを活用しまして、案件の報告書及び内部審査結果などをもとに確認を行っております。実際に案件を選んで調査を行った対象については、表1-1にございますけれども、カテゴリA、Bの案件で、全部で60件を対象にしております。

3ページの下の方に参りまして、「1.3 適用実績」ですけれども、平成19年3月末までのスキーム別のカテゴリA、Bの件数を4ページの表1-2に示しております。カテゴリAが30件、カテゴリBが268件、合計298件でございます。ただし、これはガイドライン上で2004年度からの要請がなされた案件からガイドラインが適用されているのですけれども、これより前に要請された案件についても可能な項目はガイドラインを適用して実施するというようにしておりますことから、2004年4月以前に要請がなされた案件、それから実施中の案件を含む件数でございます。

表1-2はカテゴリCがないものですから、傾向を見るためにカテゴリCを入れた表を、表1-3、表1-4に示しております。さらに表1-2に示されている案件を地域別とセクター別に見たデータを5ページ、6ページにお示ししております。

7ページの「2.運用の状況(基本的事項)」ですけれども、これは、ガイドラインの「基本的事項」というものがございまして、これに示す規定につきまして運用状況を記載しております。「2.1 環境社会配慮の実施体制」ということで、JICA内の体制等について記載しております。8ページで「2.2 JICAの責務」について記載しております。ちなみに、見やすくするためにガイドラインの関連部分を「2.2 JICAの責務」の下にございますように、四角囲みでガイドライン関連部分というものを書いて、ガイドラインをまとめて引用しております。

9ページには、「(1)環境社会配慮の主体」「(2)環境社会配慮のための技術的支援」「(3)早期段階からの環境社会配慮」等について記載しております。

10ページで、「2.3 相手国政府に求める要件、対象とする協力事業」ということで、相手国政府に求める要件と対象協力事業を示しております。

11ページから、「2.4 緊急時の措置」としまして、12ページにございますけれど

も、表2 - 3に緊急時の措置を適用した案件のリストを示しております。

12ページの下、「2.5 普及」について記載しております。

14ページからは「3.運用の状況(環境社会配慮のプロセス)」という項でございます。これはガイドラインの に環境社会配慮のプロセスを規定しておりますので、この規定についての運用実態を記載しております。

「3.1 情報の公開」がでございます。15ページを見ていただきますと、(2)に書いてありますように、情報公開をしているJICAホームページのアドレスをここにお示しております。

15ページの下の方に参りまして、「3.2 現地ステークホルダーとの協議」を示しております。

17ページ、表3 - 1でステークホルダー協議を実施した案件数を示しております。

「3.3 環境社会配慮の項目」で、18ページから、実際にガイドラインでいろいろな項目が書いてございますけれども、そういった個別の項目についての影響軽減策としてどのような例があるかを示しております。

さらに19ページに参りまして、「3.4 審査諮問機関への諮問」でございますけれども、20ページに記載しておりますように、ガイドラインでは審査諮問機関ということで記載しておりますけれども、これを「環境社会配慮審査会」という名称で設置しております。平成16年9月から設置しております、委員の任期が切れましたので、平成18年9月からは第2期の委員を委嘱しております。審査会の関係の議事録や答申などにつきましては、20ページの下から3行目にウェブサイトのアドレスが書いてありますけれども、ここで公開しております。

さらに、21ページにございますけれども、表3 - 2で、審査会で諮問・答申が行われた案件の一覧を示しております。

21ページの真ん中から「3.5 カテゴリ分類」でございます。

23ページに参りまして、カテゴリ案件でどんなものが分類として該当するものを表3 - 3に示しております。

その下から「3.6 参照とする法令と基準」がでございます。

24ページに、「3.7 社会環境と人権への配慮」がでございます。

25ページに、「3.8 JICAの意思決定」。

26ページに「3.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保」というものがござい

まして、この部分は、ガイドラインでも「別途定めるところにより」というように書いてございますけれども、「異議申立制度設置要綱」という文書を定めまして、平成17年4月からこの要綱を施行しておるところでございます。ここにおられます原科先生に、この異議申立の審査役をやっていただいております。

27ページ、3.10の上にホームページのアドレスがございますけれども、ここで異議申立関係の書類が見られるようになっております。現在までに異議申立の提出実績はございません。

その下に、「3.10 ガイドラインの適用と見直し」という項がございます。

28ページに参りまして、「3.11 相手国政府に求める環境社会配慮の要件」がございます。これはガイドラインの別紙1についての運用実態を記載しております。

31ページ、「4.運用の状況(スキーム別手続き)」という項でございます。これについては、ガイドラインの「環境社会配慮の手続」という項目がございます。スキーム別の手続などを規定している項でございます。ここについては、ガイドラインの1つ1つの項目に従って記載しますと非常にわかりにくくなるものですから、スキーム別にまとめて運用実態を記載しております。

31ページの「4.1 共通事項」では、各スキームに共通している事項についてまとめて記載しております。この中で、「(1)要請確認段階」「(2)環境社会配慮担当団員の配置」「(3)協力事業の実施中の情報公開」「(4)代替案」「(5)調査・検討」ということでまとめて記載しております。

さらに、4.2以降からスキーム別の記載をしておりまして、32ページに「4.2 開発調査」がございます。

35ページに参りまして「4.3 無償資金協力の事前の調査」がございます。例えば表4-1にありますように代替案の検討状況についての件数を記載しております。

さらに36ページに「4.4 技術協力プロジェクト」「4.5 フォローアップ」がございます。

37ページに参りまして、「5.セクター別の傾向」につきましては、このガイドラインの規定に直接対応する関係ではございませんけれども、実際にどういう運用が行われているかを示すためにセクター別に、主なセクターについての概要と特徴を13のセクターに分けて記載しております。

セクター別の説明は省かせていただきまして、最後の項目ですけれども、44ページに

「6.まとめ」がございます。まず、「(1)現行ガイドラインの導入」ということで、JICAでは1990年代からセクター別の環境配慮ガイドラインを策定しておりまして、これは開発調査の事前調査を対象にしておりましたものですが、2004年4月から現行ガイドラインが施行されております。ということで、この現行ガイドライン導入によって環境社会配慮が大幅に強化されたことを示しております。古い環境配慮ガイドラインとの比較ということでは制度変化の面からということになりますけれども、こういう変化があるということで6点の記載をしております。

さらに「(2)運用状況」でございますけれども、実際の運用実態の確認結果というのは、この報告の中の1から4で記載しておりまして、ガイドラインに従って運用されているということでございます。その中で、特にガイドラインで環境社会配慮の重要事項としております幅広い影響を環境社会配慮の対象とすること、早期段階から環境社会配慮を実現すること、ステークホルダーの参加を求め、情報公開を行うことについて丁寧な対応がなされているというように考えておりまして、それぞれについての記載を行っております。

説明は以上ですが、申しわけございませんが、訂正が目次のページにございます。表紙をあけていただきました裏が目次でございますけれども、ここで2点訂正がございます。

1点目は、「1.目的と確認方法」の後に「、ガイドラインの導入」というのがございませぬけれども、これは削除していただきたいと思っております。

2点目は、「2.5 普及」という言葉の後に「・調査研究」というところがございませぬけれども、これは削除していただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

事務局(廿枝) 続きまして、お手元の「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査(海外経済協力業務)」について。既にお目通しかもしれませんが、非常に重要な調査でございますので、既に4時近くになっておりますが、15分から、場合によっては20分ぐらいお時間をいただいて御説明をさせていただきたいと思っております。

下にページを振っておりますけれども、3ページをごらんいただきたいと思っております。「背景」は、今のJICAの報告の冒頭と同様でございますけれども、「1.2 必要性」ですが、ことしの10月がちょうど、たまたまですが、JBICのガイドラインの施行から丸5年になるということで、いずれにしましても、改訂、見直しのタイミングであったということでございます。その改訂の前提として包括的な見直しを行うということ

ので、私どもも外部に委託する形でこの調査を行ったところでございます。

4 ページに「2.1 調査目的」がございますけれども、この調査はガイドライン施行以降、ガイドラインで定められた各項目について J B I C がとったアクションの整理と分析を行うということです。2 つ目として、現行環境ガイドラインの包括的な検討と必要に応じた改訂に資するべく実施状況につき確認するというところでございます。

5 ページですが、「3.1 調査対象」とありますけれども、今回の調査の対象にしましたのは、このガイドラインが完全施行された 2003 年 10 月以降に要請があって、この調査を始めたのは昨年夏でしたが、その時点で直近の年度末、すなわち昨年度末の 2007 年 3 月までに円借款の融資契約を締結した全案件を対象にしております。その下の「3.2 調査方法」がございますけれども、4 行目にありますが調査対象は 138 件になります。他のパートで出てきますが、この 138 件のうちカテゴリ A が 28 件、カテゴリ B が 81 件、カテゴリ C が 19 件、F I が 10 件という内訳になっております。その次の行に「これらの結果を踏まえ」とございますが、138 件の案件を横断的に全体的傾向、地域別・カテゴリ別傾向、環境ガイドラインに定められた確認項目別傾向、セクター別傾向について整理・分析を行ったということですが、時間も限られておりますので、これからの御説明はその中のガイドラインに定められている確認項目別傾向を中心に、あと時間が許せば実際の運用のイメージを掴んでいただくためにセクター別傾向の主なものを御説明したいと思います。

それでは、16 ページの下の方に「4.4 環境ガイドライン項目別の傾向と分析」とありますけれども、このパートを中心に御説明します。

早速その次の 17 ページでございますが、4.4.1. に「スクリーニング」とありますけれども、この囲みが環境ガイドラインの該当部分ですけれども、J B I C ではこのスクリーニングにおいて、そのプロジェクトの環境への影響について個別に見て、カテゴリ分類を行うことになっております。その下の記述のところですが、このスクリーニングについては、借入国からの要請が上がってきた時点から、借入人、実施機関から提供される各種情報に基づき検討を開始しております。それから、私どもファクト・ファインディングと呼んでおりますが、いわゆるアプレイザル、審査の前にまず事実関係の情報収集を行うことをやっておりますけれども、この段階からスクリーニングに必要な内容、例えば環境影響評価に係る許認可の必要性や取得状況あるいはそのプロジェクト自身の関連情報 - 内容、規模、サイト等を借入人、実施機関から入手した上でカテゴリ分類を行っております。

す。最後の段落の尚書でございますけれども、このスクリーニング後も実際のアプレイバルを行った後に2件のカテゴリの見直しを行ったということがございました。

次の18ページ、4.4.2.に「影響分析」とございますが、環境ガイドラインでは、計画段階でプロジェクトがもたらす環境への影響についてできる限り早期から調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならないとなっております。これについては、19ページですが、J B I Cは案件形成の早期よりフィージビリティ・スタディ、それからE I A報告書などを踏まえまして、実施機関により実施された影響分析について重要と思われる評価項目の範囲を決定の上、各環境関連項目 - 汚染対策、自然環境、社会環境、その他(工事中の影響等)に分類してレビューを実施しております。例えばカテゴリA案件ですと、そのページの中段に5点挙げておりますが、供用後の汚染対策(大気質、水質、廃棄物、騒音・振動、地盤沈下、悪臭等)、工事中の影響(粉塵、排ガス、騒音・振動、水質等)、自然環境(貴重種、保護区、地形・水象等)、社会環境(住民移転・用地取得、生活・生計、文化遺産・景観、先住民等)、モニタリング(環境社会面への影響が大きいと思われる各種項目)と、こういったことについて検討しております。

その下の段落でございますが、負の影響の回避・最小化等のための代替案の検討、緩和策・代償のための必要な方策等については、主に環境管理計画やモニタリング計画の中で検討されております。また、さらに詳細な検討については、実際には供与後の詳細設計調査の中で実施されるケースが多いという結果になっております。

次に21ページです。4.4.3.に「代替案の検討」とございます。環境ガイドラインでは、囲みでございますけれども、プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていないことになっております。これについては、22ページの一番下の段落、カテゴリA案件についての記述ですけれども、主にマスタープラン調査、フィージビリティ・スタディ、E I A報告書、または私どもの経費でやっております案件形成促進調査などを通じて、経済面、技術面、環境面、社会面から代替案を検討した上で、その結果が当該プロジェクトに反映されていることを確認しておとなっております。環境面においては主に汚染対策等々、また社会面においては用地取得・住民移転の最小化等の観点から検討されているケースが多い。代替案の検討については、カテゴリAの全案件において適切に実施されていることが確認されたとなっております。

次の23ページですが、上にカテゴリB案件についての記述がございます。カテゴリA案件同様、環境影響が比較的大きい案件については、代替案の検討結果につき確認を行っているけれども、大きな環境影響が想定されない等の理由により代替案の検討が必要ないと判断され、その実施が確認されない案件がございました。

飛びますが、27ページをごらんいただきますと、冒頭に「4.4.6. 法令・基準の遵守」というのがございます。これは現行環境ガイドラインでは、相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画に沿ったものであるかどうかを確認するということですが、これについては次の次の段落、カテゴリA案件に関する記述ですけれども、カテゴリA案件については、必ずアプレイザル時に、フィージビリティ・スタディやEIA報告書等における各項目の測定値を参照しつつ、まず、計画値と国内基準を比較した上で、計画値の妥当性につき確認を行っています。

同じく、法令基準の遵守では、次の28ページの冒頭でございますけれども、環境ガイドライン上、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティス等を参照することになっております。これにつきましては、その次の29ページをごらんいただきますと、一番上の段落がカテゴリA案件についての記述ですけれども、カテゴリA案件については、アプレイザル時にF/SやEIA等における各項目の測定値を参照しつつ、予測値と国内基準のみでなく、必ず、国際的基準とも比較した上で、計画値の妥当性につき確認を行っているとなっております。例えば騒音・振動等については、国内的な基準が制定されていない国も多ございますけれども、その場合には日本などの国際的基準との比較にて妥当性の確認を行っているということです。

ただ、そのページの真ん中のカテゴリB案件に関する記述がございますが、カテゴリA同様、環境影響が比較的大きい案件については、国際的基準等の参照を行っているが、大きな環境影響が想定されないため、その実施が確認されない案件もございました。

次に「4.4.7. モニタリング計画・環境管理計画」ですが、ガイドライン上では、モニタリング計画、環境管理計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならないことになっております。これについては次の30ページの真ん中にカテゴリA案件の記述がございますけれども、運輸・電力ガスセクター等、環境影響が特に大きいと思われるカテゴリA案件については、アプレイザル時に、EIA報告書等に基づき、環境管理計画、これは重大と思われる環境影響への

対策・管理にかかる方法（発生源、目的、取組み、管理地点、期間等）それからモニタリング計画（環境管理計画等の有効性の評価を目的としたモニタリングの内容、方法、場所、期間、頻度、コスト、実施・指導・報告にかかる責任主体）について詳細に検討及び確認を行っているということです。

その下の2行でございますが、実施機関の実施能力、経験にかんがみて、必要に応じて環境コンサルタントを雇用して、環境管理・モニタリング支援を行うこととしております。

ただ、32ページですけれども、これはカテゴリBの案件の記述ですが、上から2つ目の段落で、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合、カテゴリBの場合でもモニタリング計画が作成されていますが、環境影響や用地取得が小規模な案件については、実施機関の責任において必要に応じてモニタリングを実施することとして、モニタリング計画自体の作成が確認できない案件もございました。

次に「4.4.8. 社会的合意形成」ですが、ガイドラインでは、プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならないとされております。これについては、同じページの一番下のカテゴリA案件の段落をごらんいただきますと、EIA等の環境影響評価を実施するに当たってプロジェクトサイトにて実施機関により、地域住民、住民代表者、地方政府、NGO等ステークホルダーとの協議を実施して、事業概要、環境影響、用地取得の概要等の社会影響、今後のスケジュール等について、公用語または広く使用されている言語にて作成された資料等をもとに説明を行っており、どの案件も地方政府や住民代表者等参加者が限定的にならないよう、メディアや地域代表者を通じた告知を通じて、広く、地域コミュニティや影響を受ける地域で活動するステークホルダーが参加できるよう配慮がなされているという結果になっております。

34ページの一番下に、「4.4.9. 用地取得・非自発的住民移転」の項目がございます。これはガイドライン上、非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられなければならないとしております。これについては35ページの中段ですが、プロジェクト実施に当たって、住民移転・用地取得が発生する場合は、当該国の用地取得法等の国内法に従って手続が行われ、また大規模な用地取得・住民移転を伴う案件については、EIA報告書の一部として、あるいはEIA報告書とは別に用地取得・住民移転計画が実施機関により作成されており、同計画に従って行われるということで、JBICはアプレイザ

ル等においてかかる計画案の内容を精査した上で、被影響住民に対して適切な時期に適切な補償が実施されることにつき確認を行っているということで、特にその下のカテゴリA案件ですが、カテゴリA案件については、全案件につき国内手続を確認の上、補償・支援内容につき検討・確認を行っているとなっております。加えて、その次にございますけれども、用地取得等により、収入機会を喪失する被影響住民や低所得者層に対しては、その下に例がありますが、例えば職業訓練のための支援金提供など生計回復支援も行ってまいります。

37ページ、「4.4.10. 社会的関心事項」とございますけれども、これはガイドラインで調査・検討すべき環境への影響に、2行目の最後にありますが「社会的関心事項」という用語で括っておりますが、非自発的住民移転以外に先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDSなどの感染症等も含まれるとされております。そのページの下に「ジェンダーへの配慮」とありますけれども、J B I Cにおいては、ジェンダーの視点から案件の検討が推進されるよう、案件要請からアプレイザルまでの過程で、対象地域のジェンダー格差状況、事業によって想定されるジェンダーへの影響、配慮事項などにつき、確認の上、必要に応じて融資契約締結後もモニタリングを実施してまいります。

38ページに、「ジェンダー配慮事例」が表にしておりますけれども、例えば道路案件におきまして1点目にありますが、道路建設や維持管理に係る労働者の雇用に当たって、一定割合以上の女性雇用枠を設けるとか、林業案件の1点目、主に女性を中心とした自助グループを組織して、生計改善活動を実践する。あるいは一番下の灌漑でも、水利組合の活動及び貧困削減促進策において、女性グループからの意見聴取の機会を設けるなどの取り組みをプロジェクトの中で行っています。

その下の「HIV/AIDS対策」ですけれども、これも一番下の段落にありますが、円借款事業では、本体工事で、かなり長期にわたる大きな工事がございますものから、そこでコントラクターの契約の一部としてHIV/AIDS予防対策を実施しています。これは39ページの冒頭にありますが、カテゴリA案件については28件のうち23件について、またカテゴリB案件についても81件中、約半数のプロジェクトにおいて、HIV/AIDS予防策をやっております。

同じく39ページの真ん中に「少数民族、先住民族に対する配慮」とありますけれども、例えばその下の事例の1つ目、植林事業というのがございますが、植林の対象地域

の選定基準の1つに、貧困層の割合が多い指定部族 - これは途上国の憲法などで保護が指定された部族でございますけれども、その指定部族が多く居住する場所を優先的に事業対象地域とするということもやっております。

さらに40ページの上の方に、「その他社会的弱者に対する配慮」とありますが、例えば都市高速鉄道等の事業において、高齢者、障害者に配慮したエレベーター、トイレ、点字ブロック等々の設計を行うことの確認しております。

次に、「4.4.11. モニタリング実施状況」ですが、ガイドライン上、本行は、カテゴリA、カテゴリBのプロジェクトについては一定期間、プロジェクト実施主体者によるモニタリングのうち、重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行うとなっておりますが、これについては、その下の段落ですが、J B I Cは融資契約締結後、実施機関を通じて一定期間、重要な環境影響項目を含む事業進捗にかかるモニタリング結果を確認することについて、アプレイザル時に先方政府と合意しており、重要な環境影響項目に係るモニタリング結果については、主に実施機関より提出されるプログレスレポート、実施機関との情報交換により確認されることとなっているということです。

41ページ、「4.4.12. 環境アセスメント(E I A)報告書」というものがございますけれども、これについては、42ページをごらんいただきますと、まず一番上のカテゴリA案件の段落ですが、その3行目に「カテゴリA案件については、全対象案件について、E I Aが実施され、借入国政府により承認されていることを、融資契約締結前に確認している。尚、国内法にてE I A実施が求められていないカテゴリA案件についても、J B I C環境ガイドラインを踏まえ、実施機関にE I A報告書を作成させている」ということです。

同じページの下の方にカテゴリB案件についての記述もございますが、「カテゴリB案件においては、E I A実施は必須ではないものの、当該国内法等に基づき、実施している案件については、E I A報告書入手の上、内容を精査している」ということでございます。

「4.4.13. 情報公開」ですが、環境ガイドラインでは、スクリーニングを終了したあとのカテゴリ分類ですとか、環境アセスメント報告書等を入手した後の公開、あるいは環境レビュー結果の公開ということが規定されておりますけれども、これについては43ページの中段ですが、環境社会配慮にかかる情報公開として、プロジェクトの名称、国名、場所等々、根拠が公開されているとなっております。それからカテゴリA及びBにつ

いては、E I A 報告書、環境許認可証明書等、借入人から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況についてもウェブサイトに掲載しております。E I A も公開しております。ただ、これらの情報公開に関して、情報公開した記録が残っておらず、ヒアリングからもその実施が確認できなかった案件が、カテゴリ B、C、それぞれ 1 件ずつございました。

その次の段落ですが、適切な環境社会配慮がなされることが確認された場合、その環境レビュー結果については、融資契約締結後に J B I C のウェブサイトにて公開しております。円借款では、事業事前評価表というもので環境レビュー結果を公開しておりますけれども、これは全案件について公開しております。

それから「4.4.14. 専門家の雇用」ですが、環境ガイドライン上は、「本行は、必要に応じ環境に専門性を有する者によるプロジェクト予定サイトへの実査等により環境社会配慮の確認を行うことがある」ということでございます。これについては 44 ページの囲みの下の最初の段落ですが、カテゴリ A については、輪切り案件や一部の協調融資案件を除き、アプレイザル時等に、環境審査室の担当者が現地調査に同行しており、また必要に応じ案件形成時、アプレイザル時等に、外部の環境専門家の同行支援を得た上で、環境社会配慮確認を行っております。この場合、日本の専門家に限らず、現地の専門家を活用しているケースもあるとなっております。

さらにその下の段落ですが、J B I C は日本の地方自治体、N G O、大学との連携を通じて環境分野における専門性を有する専門家を現地に派遣し、調査等を通じた提言の実施やセミナー開催による啓蒙活動や技術指導等も行っているということで、そのページに幾つか事例を掲げております。

最後になりますが、ちょっとエンジニアリング的な話になってしまいますが、47 ページから「4.5 セクター別傾向と分析」というのがありますが、そのうち、とりわけカテゴリ A が多いセクターが発電所と運輸なので、そこだけさらっと触れさせていただきますと、47 ページに、「4.5.1-1 発電所」とありますが、これは今回の対象案件のうち 13 件で、うちカテゴリ A が 6 件ございました。これについては、その次の 48 ページをごらんいただきますと、真ん中に「(3) 実施状況」とあります。例えば発電所について実際どういう点をチェックしているかということですが、「火力・地熱発電事業」というのがございますけれども、その中で汚染対策として、例えば火力発電所建設事業については、大気質、これは排煙脱硫装置や低 N O_x バーナー、電気集塵機等の設置による排

ガス処理、貯炭場・石炭輸送施設・灰捨場からの炭塵や石炭灰の飛散に対する緩和策。水質については、灰捨場からの浸出水の処理、温排水による影響の考慮などを確認しております。

49ページに「水力発電事業」とありますが、これもイメージを持っていただくためにごらんいただくと、例えば水力発電の汚染対策とは何かといえますと、水質については、発電のための転流による取水口での流量及び減水区間の流量の変化、河川の水質に対する影響、貯水池での滞留時間、これは溜まる時間が長いと水質が汚染されやすくなるのですけれども、そういったことを検討して必要な対策を講じる。さらには、土木工事・掘削により、工事中に土砂や浚渫によって浚渫土が発生する。浚渫工事中に水質が汚染されて、浚渫土を取り出したときの重金属等の汚染のおそれもあるわけですが、そういったことを確認しておるといことです。

一番下の生活・生計というところですが、水力発電のための転流によって一部区間において河川の流量が減少することから、例えば灌漑用水供給への影響について検討しております。例えば河川流量が減って灌漑用水取水施設の改良を実施し、地域住民の生活水への影響が懸念される案件では、減水により影響を受ける村落に対して井戸などの水供給施設を設置すると、こういったこともやっております。

ほかにもいろいろセクター別の対応を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。雑駁な説明になりましたけれども、以上です。

司会（山中） ありがとうございます。

ただいま、JICA、JBIC事務局から御説明をいただきました報告あるいは調査につきまして、委員の皆様からの御質問、コメントですが、本日お配りさせていただいております委員会に関するA4、1枚紙の「5.その他」にもございますとおり、2月21日木曜までにJICAの環境社会配慮審査チームにE-mailベースで御連絡いただければということになっておりますので、時間も押しておりますので、きょうのところは、特に何か、今の時点でどうしても確認したい点があれば、次の議題に移らせていただきたいと思っておりますけれども。

福田委員 質問、コメントをメールで差し上げることは構わないのですが、正直言って、この報告書をバラバラめくっていると、余りに膨大な質問とコメントが出てくるような気がするのです。例えば、JICAさんの運用実態の確認報告の中で10ページをごらんいただきたいと思うのですが、環境アセスメントの公開について相手国に求める要件とし

て規定されている部分です。環境アセスメントにおいて作成される報告書は相手国の公用語または広く使用されている言語で書かなければならない。それから、これは公開されなければならないし、閲覧、コピーの取得が可能でなければならないということを書いてあるのですが、その下に運用実態の確認ということで御報告をいただいているのが、例えば「多くの案件でいろいろな資料を現地語で作成している例がある」とか、「多くの案件で情報公開が行われている」とか、「相手国の環境影響評価制度で情報公開されている場合が多く、アクセスが可能であると考えられる」と、こういった記述がほとんどなんですね。そのような記述を前にすると、私たちとしては、一体これでどうしてガイドラインに従った運用がされていたという結論が出てくるのか、私には全くわからない。「Aしなければならない」ということがガイドラインに書かれているときに、「Aをしている例もあった」とか「Aをしている例が多かった」ということでは、ガイドラインに従ったかどうかということとはわからないはずなんですね。

実はこの報告書というのは、頭から最後までずっとこの調子で書かれていまして、質問、コメントということになると膨大な量になってしまうので、正直言って、そこまでの作業はしんどいなということがありまして、具体的に一体何件が対象で、そのうち何件についてそれぞれガイドラインに照らして適切な処置がなされていたのかということ、まずはJ B I Cさん、J I C Aさんの方から示していただかないと、これに対するコメントというのはちょっと大変だなと。少なくとも私たちが質問、コメントするだけの基礎となる情報がここにはないというのが、私の最も根本的なコメントなのですが。

司会（山中） 今の福田委員からのコメントに関して事務局から。

事務局（渡辺） 時間がかかるということはあるかもしれませんが、今言われた中で、まず何を出すとよろしいかというところがちょっとよくわからなかったのですが。

福田委員 まず、主に2点あるのですけれども、1点目は、「多い」とか「場合がある」とか「例がある」といった点について、すべて数を示していただきたい。一体、何件中、何件についてそのように行われていたのかということをお示しいただきたい。

2点目は、事例を挙げているところについてすべて案件名を教えてください。それからこの調査の中で調査対象となったすべての案件についても案件名を教えてください。そうでなければ、具体的にここに挙げられている内容について私たちが本当にそうかということを確認し、コメントすることは不可能ですので、具体的な案件名に基づいてきちんとこの資料を整理していただきたい。

以上、2点を最低限していただいた上で、私たちとしてはコメントなり質問したいと考えています。

事務局（渡辺） 今の点につきましては、今すぐにどの程度できそうか、即答しかねますので、追って、できる資料をお出しするようにしたいと思います。

清水委員 J B I Cの調査についても、意見もしくはコメントをメールでしようとする、質問がし切れないほどいろいろ出てきてしまうような状況です。といいますのも、そもそもJ B I Cのこの調査を見ますと、目的のところには、改訂に資するというようなことが書いてあるわけですが、具体的な事例が挙がっていない。挙げているのですけれども、いわゆるグッドプラクティスと呼ばれているものがほとんど全部だったかなと考えておりました、では課題が何だったのかということが全くわからないままでした。グッドプラクティスはあるのだけれども、では全体でどうだったのかとか、グッドプラクティスとして挙げられていない部分はどうだったのかとか、いろいろな疑問が出てきますので、J B I Cの方に関しても、今少なくともここに出ている案件については具体的なプロジェクト名をぜひ挙げていただきたいということが1つです。

もう1つ、私これを読んでいて非常に混乱したのは、調査の文章の中で、「確認を行っている」というくだりが多くあったと思いますが、この「確認を行っている」というのは日常業務として確認を行っているという意味なのか、もしくは、今回の調査のために確認を行っているのかということが混乱してしまいまして、たくさんそういうところがあったので、そのあたりも明確にしていきたいと思いますので、できればメールベースでというよりも、もう少し時間をとってこれについてお話しさせていただけないかと思います。

また、本日の配布資料でコメントが2件あったと思いますので、それに関してもきちんと、この場で発表していただくのがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。J A C S E Sの田辺さんからの意見と、満田さん、松本さん、和田さん、川村さんからの意見、2つ資料があったと思うのですが。

司会（山中） 今、清水委員から最後にお話のありました件、つまりオブザーバーからの御意見の取扱方法については別途、事務局から説明をしていただきたいと思います。

それで、どういたしましょうか。時間的な制約もございますけれども、いろいろ御意見があるようでございますが、あえてこの場でもう少し、今のJ I C A・J B I Cからの報告に基づいた質疑を進めさせていただくか、あるいは、場合によっては、他の委員の方々からもいろいろな御意見があるかもしれませんので、また次回にその点については議論さ

せていただくか、どういたしましょうか。

原科委員 簡単な質問だけ。今、お二人がおっしゃったように、2つの調査報告は具体性がないのでなかなか検証しにくいという感じは私もいたしますけれども、まず、調査はどなたがやられたかを確認しておかなければいけないと思うのですね。JICAはJICA内部でやられたのですか。

事務局（渡辺） 作業の一部はコンサルタントを使っておりますけれども、JICA内部でやっております。

原科委員 そうすると、追加で今のことに答えることは、時間が少しあればできそうだと考えていいのかな、という感じがいたします。外注した場合にはなかなか面倒かもしれませんが、内部でやられたのであれば少し時間をいただければ、今のことに對して御回答をいただけると思うのですね。JBICの方は外注されたとおっしゃったのですが、こちら辺はどうでしょうか。

事務局（廿枝） 外部に委託して、この調査報告書をまとめていただきましたけれども、この調査そのものは私どもが委託したものであり、この調査報告書に対する責任は私どもにあります。

原科委員 委託先はどこかわかりますか。

事務局（廿枝） 委託先は株式会社双日総合研究所さんでした。

原科委員 そうすると、そちらにお願いすれば今みたいなフォローアップは。

事務局（廿枝） 双日総研さんとの契約は終わっておりますので、私どもの方で報告書に対する補足説明を行います。

原科委員 わかりました。ぜひ、そういうことでやっていただけるなら。とにかくこの段階では確かに十分検証しにくいと思います。

司会（山中） それでは御提案ですけれども、福田委員、清水委員から、より詳細な情報がないと、そもそもコメントが難しいという御指摘がございましたけれども、その点も含めまして、より具体的に、例えばこういうデータが必要だというコメントも含めて事務局で用意いただいたスケジュールでメールアドレスの方に御連絡をいただいて、それについて事務局でどういう対応ができるかを検討して、次回までに何らかの形で御報告はさせていただきますということでしょうか。

福田委員 21日という日程までに何らかの、その段階で可能なものをお出しすることは可能ですが、しかし、何せ不明な点が非常に多くて疑問が湧くばかりの報告書ですので、

この報告書の形式自体がどうなんだと、この結論は本当に、ここに含まれている情報で担保されているのかという大枠ののところについてコメントを差し上げて、それに対する御回答をいただいた上で、その先また議論をさせていただくという形になりますが、それでもよろしいですか。

事務局（渡辺） さらに追加資料を出させていただきまして、それについてまたさらにコメントをいただいて議論を続けるという形で結構でございます。

中山委員 私は個別のことではなくて、具体性がないということは置いておきまして、非常にいい調査だと思います。ただ、JBICさん、JICAさんがやっているものが、国際的にやっておられるところと比べてどの程度かというのが見えないので。例えば環境の調査が不十分だから案件を拒否した例がないとかというのがあるのですね。そういうのが例えばADB、世銀ではあるのか。こういうことを聞くと、また原科先生に、そういうことは関係ないと言われるかもしれませんが、我々、世界的なことで技術をやっているところは、世界的なものとの比較というのが大事だと思うのですね。というような類の質問でもよろしいのですかね。メールでしようと思うのですが、それを確認したかったのですが。

事務局（渡辺） できるだけ、何を求めているのかというのがわかるような形でコメントをいただければありがたいと思っております。中身についてはお任せしますけれども。

清水委員 新JBICの方のガイドラインの改訂のコンサルテーションでも、こういった調査が出てきて、それに対して質問しました。その後、1つ1つに対して御丁寧な御回答をいただいたわけですが、一方で、その回答を見ても具体性がなかったので、全く私たちの質問もしくは疑問が解決できなかったということがありました。ですから、質問を提示致しますが、それについてぜひ具体的に御回答をいただけたらと思います。その根拠を示していただく形でお答えいただけるような形だとありがたいと思います。

司会（山中） それでは、今各委員からコメントなり御意見をいただいたような形で、できるだけ事務局の方で対応してもらおうという前提で、各委員から、今御指摘いただいたような点も含めまして、2月21日までに事務局までメールベースで御質問あるいはコメントを御連絡いただければと思います。

清水委員 私、先ほど御提案を差し上げたのですけれども、この2つの意見について、3分でも5分でもいいと思いますので、簡単に要約だけでも発表してもらおうような機会を設けてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

司会(山中) 事前に議題を登録させていただいておりますが、まだこれから清水委員からの御説明あるいは、これまた重要な議題ですけれども、次回何をするのかというところについて各委員のコンセンサスを得る必要があるかと思しますので、もちろん、時間的余裕があればそういうことも検討し得るかもしれませんが、取りあえずきょうは事前の議題どおり進めさせていただくということでいかがでしょうか。

会場 この議題についてオブザーバーからは質問を受け付けないということですね。

司会(山中) いえ、後ほど、時間の許す限り質疑応答の時間はとらせていただきます。

会場 議題ごとにはやらないということですか。

司会(山中) そこは誤解があるといけないので御説明しますと、先ほど申し上げましたとおり、各委員から質問なりコメントを21日までにお受けして、それを踏まえて次回の委員会でまた再度引き続き議論いたしますので、その際にお時間をとりたいと思います。まだ他の委員の方々からも、そもそもコメントも御意見もお受けしておりませんので、きょうは時間的制約もございますので御理解いただければと思います。

原科委員 でも、きょう、これを配付してくれたでしょう。今、議論になっているのはこれのことでしょう。

清水委員 配付資料としてお配りしましたけれども、詳細に関しましてはまた別途時間をとらせていただければというふうに思っております、これは大変分厚いものなので、できるだけ事前に皆さんに配付してお読みいただければということで、第1回目に出させていただきました。これの趣旨に関しましては、また別途、きょうは時間もございませんし、改めてお時間をとっていただければと思います。

司会(山中) わかりました。きょうオブザーバーからいただいた資料につきましても、これはまさにJICAの確認報告、JBICの実施状況調査に関する御意見という位置づけだと思いますので、次回、オブザーバーからの御質問、コメントの時間に、この点につきましてもお話しいただければと思います。

(5) 第2回の議題について

司会(山中) それでは、最後に、次回の議題についてということで事務局から提案をお願いします。

事務局(渡辺) 第2回の議題でございますけれども、事務局の提案といたしましては、

本日に引き続きということになりました「委員会の運営について」、それから「JICAのガイドラインの運用実態確認報告」「JBICのガイドライン実施状況調査（海外経済協力業務）の報告」。さらに、新JICAの業務、環境社会配慮ガイドラインの素案の御説明という、以上4点を議題として御提案させていただきます。

司会（山中） 今、事務局から、次回の委員会の議題についての御提案ですが、各委員から御意見、御質問ございますでしょうか。

福田委員 簡単なコメントですが、素案を御提示いただくというふうに今お伺いしたのですが、ガイドラインを見ると、現行ガイドラインの包括的な検討を行って、その結果、必要に応じ改訂を行うとなっているわけで、現行ガイドラインの包括的な検討というのが次のガイドラインの案を示す前提であると考えてるので、次回、ガイドラインの素案をお示しいただくというのは余りにも時期尚早ですし、もう少し、それ以前に委員会委員の間ですべき議論がいろいろあるように思います。

司会（山中） 事務局の方、いかがですか。

事務局（渡辺） 包括的検討を行うという点はございますけれども、包括的検討が行われないと、新しいガイドラインの検討ができないという関係にはないと思っております。というのは、例えば現行ガイドライン上でこういうことを直すべきではないかというような、既にNGO提言などをいただいておりますけれども、そういったものについての対応を議論しようとする、新しいガイドラインでこう考えているといったような議論も出てまいります。そういうことを議論しようとするのであれば、少なくとも新ガイドラインの素案をお出しして、委員会の中で包括的検討を行っていくというやり方でもよろしいのではないかと考えております。

福田委員 実際に素案が出しまえば、基本的には素案の文言をどうするかという議論に入ってしまう、それ以前に、例えば現在、JICAさん、JBICさんの方で行っていただいた実施状況確認の結果、では何が言えるのだろう、あるいは新しい業務との関係でガイドラインがどこをカバーしなくてはいけないのだろうと、そういった根本的な議論なしに、まず素案を出すというやり方をしまえば、その最初の素案というものが、要するにこれらの議論を反映しない、JICAさん、JBICさんなりの素案ということになってしまって、今あるガイドラインをレビューしようという作業がどこに行くのかわからなくなってしまうのではないかと思います。

実際にこれから新しく、特に開発調査のあり方が変わる中で、ではガイドラインはそも

そも目次としてどこをカバーしなくてはいけないのだろう、今のガイドラインをどういうふうに大まかに組み立て直すのだろうというレベルでの議論を恐らくここではしなくてはいけないということになると、一体、次回、文言を出して、それをどうやってもんでいくのだろうということが甚だ怪しい。根本的に後で書き直さなくてはいけなくなるのではないかということだってあり得るわけで、次回、素案を示していただいても、その素案がどれだけ議論に資するものなのかどうかということについて私は疑問に思います。

大西委員 次回に素案を提案するとのことですが、私自身も、もう少し、この2つの実施状況の確認報告というのを読ませていただいて、どこに問題があるのか、どういう改訂がもし必要ならば必要なのかというのを勉強させていただきたいと思っております。

また、NGOの方から御指摘があったように、文章が非常に多くの箇所で明らかに曖昧に書かれているのについては、どうしても気になるので、そこら辺はクリアにしてもらわないと、なかなか今後の意見交換もできないのかな。いずれにせよ、この委員の間で問題意識の共有、こういうところに問題があって、そこを深めていかななくてはいけない。そういう問題意識の共有もないままどんどん進めるというのは好ましいものではないと思っております。

原科委員 今、大西委員がおっしゃったことは、私も同じような感じがいたします。段取りをちゃんと踏まないといけないということですね。急がば回れですよ。きちんと中身、現実をしっかりチェックして、これはPDCAサイクル、皆さんよく御存じでしょう。これは当然です。しっかりきちんとチェックした上で次のを考えると。その意味では、1つは現行ガイドラインのレビューを今の形でやっておられますけれども、レビューの仕方自体がいいかどうかということは根本的な問題なんですね。それも吟味しなければいけない。とりわけ、今のガイドラインはそれぞれの研究会の報告をもとにつくっております。JBICも研究会で議論しましてガイドラインをつくりました。その研究会報告と比べれば、どうしても妥協していますから、5年前でできなかったことが幾つかありますよ。研究会報告としてそもそも考えたものと比べてどうなのかという形のレビューが要りますね。もう1つは、現在、世界でも新しくどんどん進んでいますから、この先を考えた場合どうなのかという別な観点が要りますね。そういったことを考えると、レビュー自体は大変重要なんですね。

これはJICAも同じです。JICAの場合にも、相当丁寧に研究会報告をつくりまして、それに基づいてガイドラインをつくり、フォローアップ委員会でそれを反映していっ

たのですけれども、どうしても十分反映できませんよね。宿題が残っているわけですよ。その宿題がどこまで我々できたのか、あるいはどれだけやるべきか、そんな観点も必要ですから、レビューはしっかりやっていただきたいと思います。今、大西委員が言われたように、まさに問題意識の共有をしないと本当にいいものにならないと思います。

司会（山中） ここで、いただいたコメントを踏まえて事務局からお願いします。

事務局（熊代） それでは、委員の皆様のコメントを受けまして、素案の提出は議題から取り下げたいと思います。

堀田委員 提案なのですけれども、私も現状における課題をなるべく率直に、この場で議論する時間というのは非常に重要なのだろうなと思っています。今回、期限があるようですけれども、コメントをそれぞれ集めるわけですから、もちろん、事務局の皆さんから出していただけるような課題の整理ということもあり得るでしょうけれども、それに加えて、例えばそれぞれの皆さんが今課題だと思っていらっしゃることがあるはずなんです。そういったことがコメントとして提出されるだろうと思いますので、そういったものも含めて、それを整理すると、こういう課題の表でも何でもいいのですけれども、そういったものになるのだというものを土台にして、この場で議論していくような、そういった時間をとっていただけないかなと思います。

司会（山中） それでは、今、堀田委員からいただいたコメントも踏まえて、また、他の委員からのコメントも踏まえて、事務局でどのような対応ができるかということを検討してもらいたいと思います。

福田委員 議題の提案なのですけれども、これは次回の議題で取り上げていただくかどうかというのは、また検討すべき課題だと思うのですが、私たち委員の中でガイドラインについて課題を共有するために話し合っていきたいということで何点か申し上げさせていただきます。

まず、先ほど清水委員から提出のあった「NGOの提言について」というのは、一定の時間をとりまして皆さんと共有させていただきたいと思います。

それから、これまでNGOの方でモニタリングしてきたJBICさんなりJICAさんの事業の事例から、ガイドラインに対するどのような教訓が得られるのかといった事例研究の時間を一定設けさせていただきたいと思っております。

それから、JICAのガイドラインの中では、JICAのガイドラインについて調査・研究をするという項目があり、その結果として何点か - この運用実態確認にも出てきて

いますけれども、実際にガイドラインに関する調査・研究というものがなされています。
この内容についてみんなで共有する機会があってもいいのではないかと考えています。

それから、JICAについては環境社会配慮審査会というものが設けられておりまして、
現在、第2期の委員の方々が務められていらっしゃるんですが、第1期の委員の方が、第1
期が終わる段階でまとめというものをつくっていらっしゃる。この中で、ガイドライ
ンの課題となるべき部分も指摘されていますので、この内容についても、できれば審査会
の委員の方に参加していただいて共有できればなと思っています。

以上、議題に対する提案です。

司会（山中） ありがとうございます。

清水委員 先ほど堀田委員から、それぞれ議題を持ち寄ってというふうに御提案があっ
たかと思うのですが、それと関連して先ほどのレビューの話になるのですが、現状
の調査を見ますと、JBICの方もJICAの方も、実際に、JBIC側、JICA側と
して一体どこが課題だったのかとかということが余り具体的に見えてこないですね。ですか
ら、次回、課題整理するときに、具体的にどこが課題だと思ったのか、どういうところが
運用上で難しかったのかとか、そういったところも含めて次回お話しできるような形で情
報を提供していただくと、大変ありがたいと思います。

早水委員 次回なのか、その次なのか、わからないのですが、最後の議題で、新しいJ
ICAの業務についての御説明があると思うのですが、JICAの業務に対するガ
イドラインがあって、JBICの業務に対するガイドラインがあって、それで今度、新J
ICAの業務に対するガイドラインをつくることになるので、うまく言えませんが、新し
いJICAになったときに、例えばこういうパーツについてガイドラインをつくるとい
うか、業務とガイドラインとの関係みたいなものをきちんと説明していただきたいと思
います。新しい業務ではこうなるので、こういうガイドラインにするというようなことは、次
回なのか、その次がいいのかわからないのですが、それを整理していただいて、J
ICAの業務、JBICの業務と新JICAの業務を比較して、それでガイドラインがそ
れぞれ違っていたものを、業務が変わるので、こういうふうに変えましたみたいな、業務
とガイドラインとの関係、今の2つの業務と新しいものと、それが分かるように整理して
いただき上で説明していただくと多分わかりやすいかなと思います。単に新しい案を提案
するという形ではなくて、業務との関係で、こういうふうになるのでこれは要るとか、こ
れは要らないとか、そういう整理を、提案されるときにそれをまず先に説明していただく

というか、そういうふうにしていただいた上で提案をいただければと思います。

原科委員 今回の御意見は大変重要な点だと思います。結局、お仕事の中で、どういう段階で、どういう意思決定をするかとか、外部との情報公開の関係で全部関連してまいりますので、すごく大事なところだと思います。それによって制度設計しなければいけないので。それで、先ほど申し上げのが、JICAのこれまでやってこられたお仕事とJBICのお仕事と、今度は一貫してやる格好になるので、従来と違って来るんですよ。そのところは、新しい業務形態はどうか、よく教えていただかないと、我々も、どのような格好にしたらいいかわかりませんので大変重要なことだと思います。

司会（山中） では、事務局からお願いします。

事務局（熊代） 今、御提案がたくさんありましたので、事務局で整理して、いつ、どういう感じでやるかというのは検討させていただきたいと思います。

事務局（渡辺） その関係で、本日、清水委員から既にNGO提言の資料をいただいています、別の機会に御説明ということなのですけれども、それは例えば次回第2回がよろしいでしょうか。

清水委員 主に論点になりますので、その論点を話すときに一緒にお話しさせていただければと思いますが、次回、他の議論がたくさんあるようですので、そこら辺は第2回か第3回か、まあできるだけ早い段階の方がいいかと思うのですけれども、論点整理のときに一緒にお話しさせていただければと思います。

事務局（渡辺） それでは、少なくとも次回は委員会の運営と、きょう御説明した現行ガイドラインの運用実態、実施状況の続きをやるということにさせていただきます、あと、委員から既にきょう御提案をいただいておりますので、第3回の議題についてはまた第2回で議論して、場合によっては論点整理的な議論もあり得るかなと思っています。ということで、新JICAの業務説明は、時間がありそうであれば入れさせていただくということで、事務局で検討させていただきたいと思います。

清水委員 前言撤回なんですけれども、やはり次回、御説明の時間をいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。すみません。

福田委員 新しいJICAの業務説明の点は、時間の関係があると思うのですが、できれば次回していただいた方がいいのかなと思っています、私たち、これからレビューを行う上で、今度こういうものをつくっていかなくてはいけないというものを念頭に置きながらレビューをするべきだと思いますので、新しいJICAの業務フローはどうなっていくの

かという点については、できれば次回に御説明をいただいた方がいいかなと私は思います。

事務局（廿枝） 我々も早い方がいいだろうと思って御提案したものです。ただ、鋭意検討しているところございまして、次回3月6日の時点でお話できる範囲でということになりますけれども、業務の説明については1回で終わるわけではなくて、進展があったらさらにまた説明していくことになると思いますが、いずれにしても現時点で新JICAの業務はどうなるのかということについては、先ほど論点というお話もありましたけれども、今回、三次元的な、すなわち2つのガイドラインを合わせるという作業と、それぞれのガイドラインを改訂することを一緒にやることになるので、必ずしも現状のガイドラインをどう変えるかという視点だけで論点整理をしても手戻りがある恐れもあるものですから、そこは同時に立体的に考えていく必要があるのだと思っております。ですので、我々自身もどういう課題があるのかというのは当然考えておるところですけれども、事務局の方から、それを先に出してしまうと、また何かいろいろ言われるかもしれないので、そういった意味では次回は、繰り返しになりますが、本日積み残しになった委員会設置要領の話が1つと、第2点目は、本日は説明だけになってしまいましたが、実施状況調査についての、この後皆さんからいただくコメントなり御質問なりについて、我々もなるべく網羅的に丁寧に答えられるように準備を致しますけれども、できるだけお答えさせていただくということと、それから、清水委員から本日既に資料を配付していらっしゃるNGOの方々の現時点の論点というものを御説明いただいて、新JICAの業務について御説明させていただく。これで4つなので、これで2回目の時間に収まるということになりますかね。

司会（山中） 今、委員と事務局との間で第2回の議題について議論いたしましたが、オブザーバーの方、この件で特に御意見はございますか。

オブザーバー（田辺） 「環境・持続社会」研究センターの田辺と申します。きょうはコメントを出したので読んでいただければ幸いです。

先ほど委員からのコメントが21日までということだったのですが、一般の方からコメントというのは受け付けないのでしょうか。というのは、国金業務の方では一般のコメントも受け付けて回答をいただいたので、ぜひそういった形を検討していただければと思います。

司会（山中） 時間も限られていますので、御質問を先にお受けして、まとめて事務局から答えてもらいます。

オブザーバー（木村） 市民外交センターの木村真希子と申します。国金の方ではレビ

ューを英語に訳して、それをウェブサイトアップしたのですけれども、それはJICAさんとこちらのレビューの方で予定されているかどうかをまず1つ。

それと関連するのですが、海外の被影響住民ですとか、NGOからの意見の受け付けなどがあり得るのかどうか。それがまたこの委員会の議論とどう絡むのかという点についてお答えをいただければと思います。

オブザーバー（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田と申します。きょうは、「JICA環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告に関する意見」ということで、かなり大部のコメントを出させていただきました。これは私のみならず、メコン・ウォッチの松本さん、和田さん、それから川村さん、私ども皆、第1期のJICAの環境社会配慮審査会の委員でございます。JICAの環境社会配慮審査のお手伝いをした私どもの経験、それからNGOとして現場のプロジェクトをモニタリングした経験から、こうしたかなり大部で恐縮なのですが、たしか32の指摘をさせていただきました。寝ずに、かなり時間をかけてつくったのですが、この中にはなるべく事例を入れ込むようにいたしました。これは必ずしもJICAさんのレビューの対象ではないかもしれませんが、私たちの持っている限られた事例でしかないかもしれないのですが、事例を入れさせていただいております。ぜひ事例も含めて御検討いただければと考えております。

添付といたしまして、先ほど少し話が出ました、JICAの第1期の環境社会配慮審査会としてのまとめ、それからその審査会の中で議論になりましたカンボジアのプノンペン の廃棄物処理場のカテゴリ云々、それからバングラディッシュのパドマ橋につきまして事業人数が非常に問題になりまして議論になったわけでございます。その参考資料を添付させていただきます。

私がJICAさんの運用実態調査報告を拝読して非常に不思議に思ったのは、JICAさんはこの調査は一体何のためにおやりになったのか。ガイドラインを改訂されるための課題抽出というお気持ちがあったのかなということ強く感じました。細かく言い出してしまうと1時間ぐらいかかってしまいますので、ここでは言わないことにしますが、これは私どもの徹夜の成果でございますので。もちろん、委員の方々のコメントも重要でございますが、こうした経験を踏まえて、外部から言っている意見もぜひ尊重していただきたいと思います。

私自身は、JICAのこの報告に関しては非常に希薄過ぎるのではないかと考えております。こうした意見はぜひ、忌憚のない意見ではございますが、JICA、JBICさん

のホームページ上で、外部からの意見も公開していただければと考えております。

司会（山中） それでは、事務局からお願いします。

事務局（渡辺） 今御質問のありました点でございますけれども、1つは、運用実態の確認報告、実施状況調査についてのコメントでございますけれども、今、資料に書いてありますコメントのメールアドレスの方にいただければ、JICA・JBICでまた今後の検討の材料にさせていただきたいと思っております。ただし、回答につきましては、委員からコメントをいただきまして、それに対して応答していくということで考えておりますので、それでかえさせていただきたいと思っております。

委員会での資料のホームページ掲載でございますけれども、委員と事務局の資料を掲載するというところで考えております。

それから、ガイドラインの運用実態、実施状況調査の英訳ですけれども、現在翻訳中で、でき次第ホームページに掲載するというところでございます。意見募集をするかどうかまでは今考えておりませんが、意見があれば出していただける形にしたいと思っております。

オブザーバー（満田） 今のお答えを考えると、JICAさんが、このプロセスを開かれた形式でやっていくという御意思が余り感じられないのですね。外部から意見を受け付けるのは受け付けます、ただし、それについては回答いたしません、そういうふうにお聞きしたのですが、それはこのプロセスの意義を非常に減じることになってしまう。開かれたプロセスでガイドラインを改訂していくのだという、そういう意図でこのプロセスを開始されたと考えておりますので、それは外部であろうが、もちろん、委員の意見は重要ですが、外部からの質問にも回答していただきたいと考えております。

それから、公開についても同様でございます。今、国際金融等業務のプロセスでは、非常に開かれたプロセスで、もちろん、私どもいろいろ言いたいことはありますし、現に申し上げておりますが、それについては非常に誠実に回答していただいております。

司会（山中） 予定時間も過ぎておりますので、今いただいたコメントについては引き続きどういった対応ができるかということ事務局で御検討いただくということにしたいと思っております。

原科委員 今、たくさん意見をいただきましたので、委員は16人しかいないので、オブザーバーというか、皆さんとの間の距離が大き過ぎる気がします。だから、16人を2~3人ふやすとか工夫してもいいのではないですかね。そうすれば、皆さん、この場で議

論していただけるでしょう。これまでの委員会はこんなに人数は少なくて、大体20人ぐらいでやってきましたので、もうちょっとふやすことは、私は物理的に可能だと思いますので、その辺もぜひ今度御検討いただいた方がいいのではないですかね。

司会（山中） いろいろな御意見、ありがとうございます。

もしよろしければ御提案なのですけれども、次回の議題につきましては先ほど事務局からも御説明がありましたとおり、この委員会の運営形式の話、それから運用実態調査についてと、これは引き続きでございますし、それから業務についてということで議論をさせていただきますので、まだいろいろ御意見は尽きないとは思いますが、予定時間も過ぎております。各委員の御都合もあるかと思しますので、どうしても今日中に、この点は言っておきたいという点に限って。

千吉良委員 単なる本当に事務的な質問なのですけれども、委員の質問やコメントをE-mailでという話なのですが、今の議論を受けますと、要は今NGOさんがこうやって出してきた資料とかぶさる質問でも、あえて委員の方からした方がいいということですね。他人と重複する質問はしない方がいいのかというふうな思いもあったのですけれども。

司会（山中） それは重複しても構わないという理解でよろしいかと思えます。そこは適宜、事務局の方で、そういった点も踏まえて御回答させていただくということかと思えます。

千吉良委員 それから、メールを送るときには他の委員にも送るということでしょうか。それとも……。

事務局（渡辺） そこは事務局に直接お送りいただきまして、事務局の方で全部の委員のコメントなり質問をまとめて資料にさせていただくということで考えております。

千吉良委員 わかりました。

北村委員 外務省の北村です。時間がないので一言だけお願いということで申し上げたいと思います。今、会場の方から、JBICさんの国金業務に係るガイドラインの改訂について御指摘がありましたけれども、タイミング的に同時進行で進んでいるこの有識者委員会のプロセスは、特に政府開発援助（ODA）ということでやっておりますので、基本的なスタンスとして、ネガティブな、後ろ向きな形で、審議が進むというのは決していいことではないと思います。スタンスは前向きにという形で固めていただいた上で、あとは物理的にマンパワーの問題もあって、できることとできないことがあるでしょうから、そういう観点は考慮するとしても、基本的に前向きに対応いただくようなことでお願いした

いと、一委員として思っておりますのでよろしくお願いいたします。

司会（山中） では最後の御発言にさせていただきます。清水委員。

清水委員 一般からのコメントもしくは質問に関する J I C A ・ J B I C からの返答なのですけれども、これは事務局で預かるという問題ではなくて、この場でコメントする、返信するというふうに決めていただきたいと思います。インテンシブな議論をすることが目的で、この委員会形式になったと思っていますけれども、そうだからといって、排他的であってはならないと思いますし、オブザーバーであっても、貴重な意見であれば取り入れていくべきであると思いますので、ここら辺はもう少し透明性を持つ形でやっていただければと思います。

事務局（渡辺） 前向きに対応させていただきたいと思います。方法については検討させていただきます。

閉 会

司会（山中） ということで、皆さん、まだ御意見があろうかと思えますけれども、次回にまた引き続き御議論をいただくということで、本日の委員会はこれで終了させていただきます。

本日は、委員の皆様、オブザーバーの皆様、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございました。また引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

午後 5 時 1 3 分 閉会